

平成29年度第1回淡路島地域公共交通活性化協議会名簿

【委員】

(敬称略)

	区分	職名	氏名	備考	代理
1	計画作成市	洲本市企画情報部長	寺岡 朗裕	副会長	
2		南あわじ市建設部長	原口 久司	監事	
3		淡路市都市整備部長	井戸 弘	監事	
4	公共交通事業者	(公社)兵庫県バス協会 専務理事	中澤 秀明		
5		(公社)兵庫県バス協会 淡路地区部会長 (淡路交通株) 運輸部 部長	吉田 祐司		森崎 芳文
6		舞子高速バスストップ協議会 (神姫バス株) バス事業部計画課 課長	前田 啓介		
7		(一社)兵庫県タクシー協会淡路部会長 ((有)みなとタクシー)	池田 昌宏		
8		株淡路ジェノバライン 運航統括管理者	清水 紀晶		
9		沼島汽船(株) 代表取締役	松本 正也		
10	道路管理者	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 所長	土江 明		
11	港湾管理者	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所洲本維持出張所 所長	大嶋 悦彦		
12	商工団体	洲本商工会議所 事務局長	谷池 淳司	欠席	
13		五色町商工会 事務局長	清水 正隆		長井 栄子
14		南あわじ市商工会 事務局長	宮地 良幸		
15		淡路市商工会 事務局長	辻本 稔		
16	観光団体	(一社)淡路島観光協会 事務局長	福浦 泰穂		
17	住民代表	洲本市連合町内会 会長	高濱 義尚		
18		南あわじ市連合自治会 会長	原 孝		
19		淡路市連合町内会 会長	上野 忠		
20	公安委員会	洲本警察署 交通課長	木下 義男		
21		南あわじ警察署 交通課長	篠田 敦志	欠席	
22		淡路警察署 交通課長	宮崎 正一		
23	学識経験者	摂南大学 理工学部 教授	福島 徹	会長	
24	観光有識者	株JTB西日本 教育旅行神戸支店 支店長	高崎 邦子	欠席	

【オブザーバー】

	職名	氏名	備考	代理
1	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課 課長	安江 亮		稲留 健一郎
2	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 首席運輸企画専門官	吉本 道明		林 成好
3	兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 課長	登日 幸治		
4	洲本市健康福祉部福祉課 課長	北岡 秀之	欠席	
5	南あわじ市企画部ふるさと創生課 課長	栄井 賢次		富山 明宏
6	淡路市企画政策部まちづくり政策課 課長	江崎 昌子		

これまでの経緯と本協議会の位置付け

1. これまでの経緯

平成 28 年 5 月、兵庫県より「淡路地域の公共交通のあり方検討について」勉強会開催の提案があり、県及び 3 市において、「地域公共交通網形成計画の策定に向けた法定協議会について」検討をしてきた。

検討の結果、淡路島として一体的な公共交通について、連携して具体策を検討していくためのマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」を平成 29 年度中に策定することを目指すこととなった。

なお、平成 29 年度国庫補助金中に「地域公共交通網形成計画」を策定するためには、平成 28 年度中の「法定協議会」の立ち上げが条件となったため、各委員等に対面で経緯等を説明し、書面による承認をいただいた。

平成 29 年 3 月 27 日	淡路島地域公共交通活性化協議会立ち上げ 【承認事項】 ・規約等 ・福島委員を会長とする
平成 29 年 6 月 15 日	平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業(計画策定事業)) 交付決定
平成 29 年 6 月 21 日	事前会議(会長、事務局等)
平成 29 年 7 月 13 日	事前会議(会長、事務局等)
平成 29 年 8 月 23 日	第 1 回協議会開催

2. 協議会設置の目的

3市は、淡路島にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする「マスタープラン」としての役割をもつ、「淡路島地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」の作成に向け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく「淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）」に、公共交通事業者をはじめ、住民、学識経験者、関係機関等の方々など幅広く参画していただき、議論を深め、淡路島の地域特性や公共交通の現状、本地域が目指す地域の将来像などを明らかにし、地域公共交通のあり方を検討するとともに、その実現に向けた施策展開に関し必要な協議を行うことを目的に協議会を設置する。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）

第6条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

3. 協議会と地域公共交通会議の役割の違いについて

3市には、それぞれ道路運送法に基づく「地域公共交通会議」が組織されているが、今回設置した協議会との違いは以下のとおりとなる。

（1）地域公共交通会議とは

地域の実情に即したコミバス等の運行形態や運賃・料金等について、地方公共団体の長が主宰者となり、関係者による「合意形成を図る場」として「道路運送法」に基づき設置されている

（2）協議会とは

地域公共交通の活性化・再生を図るために必要な網形成計画の作成及び実施に関し、多様な関係者による、「必要な協議を行う場」として、「活性化再生法」に基づき設置されている。

○公共交通事業者等に対する協議会への参加要請応諾義務

○協議会参加者の協議結果の尊重義務

○公共交通事業者や利用者等による網形成計画の作成・変更の提案制度

などを要綱で定めており、こうした仕組みを活用することで、地域の多様な関係者による合意形成や協働の取組みをより効率的・効果的かつ確実にを行うことが可能となる。

なお、「活性化再生法」の枠組みを活用し、国の認定を受け、再編に取り組む事業に対しては、補助要件の緩和等の特例措置など国の後押しが措置されている。

参考 1：法定協議会と地域公共交通会議の比較

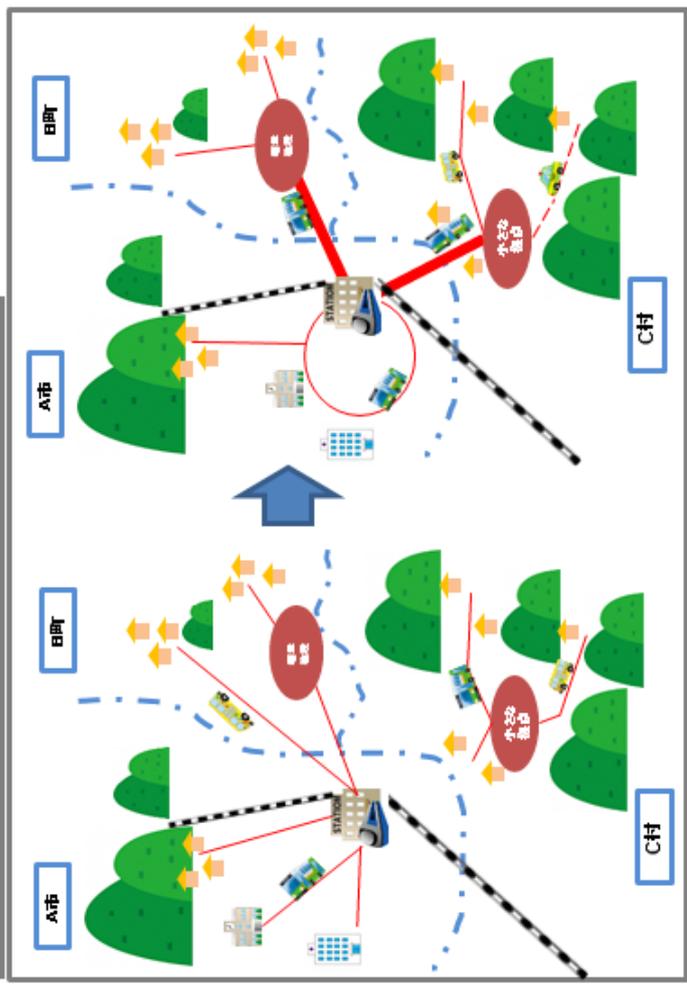
	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第 6 条）	道路運送法施行規則（第 9 条の 3）
主宰者	地方公共団体又は都道府県	地方公共団体又は都道府県
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議 ・バス、鉄軌道、旅客船といった個別の輸送形態ごとの輸送サービスの活性化等の観点にとどまらず、シームレスな輸送サービスを実現させるための複数・横断的な観点からの協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償運送（市町村運営有償運送）の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ・その他これらに関し必要となる事項の協議を実施
対象となる交通モード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体を見渡した公共交通網、地域の特性に応じた多様な交通サービス全般（バス、鉄軌道、旅客船、自家用有償旅客運送他） 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合事業（バス）全般 ・乗合タクシー（デマンド交通等） ・自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体 ・関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ・一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体【必要に応じて次に掲げる者を構成員として加えることができる】 ・路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第 49 条第 1 号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、道路管理者、都道府県警察 ・学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

改正地域公共交通活性化再生法(平成26年5月成立)の概要

交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化



地域公共交通ネットワーク再構築のイメージ



- ◆ 地域住民の通勤・通学・買物・通院といった、日常生活を営む上での交通圏を踏まえて公共交通ネットワークを再構築する。(A市・B市・C村全体で取り組む)
- ◆ 拠点間や拠点と居住をネットワークで結び、移動の利便性を向上させる。
- ◆ それぞれの路線の役割を明確化し、運行の効率化を図る。

公共交通の利便性・効率性の向上を図り、持続可能な移動環境を形成

目標

本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント

- ① 地方公共団体(都道府県、市町村)が中心となり、
- ② まちづくりなど関連施策と連携し、
- ③ 面的な公共交通ネットワークを再構築

改正地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

地域公共交通網形成計画
 = 地域公共交通に関するマスタープラン

事業者と協議の上、**地方公共団体**が関係者と協議会を開催し策定

地域公共交通を網羅的に見直し、コンパクトシティの実現に向けた**まちづくりとの連携**しつつ
 地域全体を見渡した**面的な公共交通ネットワーク**の方向性を検討。

具体的な取組に向けた計画の作成

地域公共交通再編実施計画
 = 地域公共交通を再編するために、具体的に取る取組

地方公共団体が**事業者**等の同意の下に策定

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

⇒ 国土交通大臣の認定を受けたものについては、**重点的な支援**

※このほか、軌道やバス、船舶の高度化に向けた具体的な事業もあり。

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム

基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

- 地域公共交通の活性化及び再生の意義・目標
- 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項 等

地域公共交通網形成計画 (地方公共団体が策定)

協議会を開催し策定
(地方公共団体・交通事業者・道路管理者・利用者・学者等から構成)

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 区域・目標・計画期間
- 実施事業・実施主体
- 計画の達成状況の評価 等

国土交通大臣が認定

軌道運送高度化実施計画 (事業者)	道路運送高度化実施計画 (事業者)	海上運送高度化実施計画 (事業者)	鉄道事業再構築実施計画 (地方公共団体・事業者)	地域公共交通再編実施計画 (地方公共団体)	鉄道再生実施計画 (地方公共団体・事業者)
----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------------	--------------------------	--------------------------

国土交通大臣に届出

地域公共交通特定事業
(地域公共交通網形成計画に事業実施を記載)

軌道運送高度化事業 (LRTの整備) (事業者)	道路運送高度化事業 (BRTの整備) (事業者)	海上運送高度化事業 (海上運送サービス改善) (事業者)	鉄道事業再構築事業 (鉄道の上下分離等) (事業者)	地域公共交通再編事業 (公共交通ネットワークの再構築) (事業者)	鉄道再生事業 (廃止届出がなされた鉄道の維持) (事業者)
--------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	---	-------------------------------------

法律の特例措置等により計画の実現を後押し

参考 2. 規約について（別紙）

参考 3 : 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条

（協議会）

第六条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

道路運送法施行規則（第 9 条の 3）

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

平成29年度淡路島地域公共交通活性化協議会 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	目	金額
1 負担金	1 負担金	1 負担金	10,002
2 補助金	1 補助金	1 補助金	10,000
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1
歳入合計			20,004

歳出

(単位:千円)

款	項	目	金額
1 運営費	1 会議費	1 会議費	2,084
	2 事務費	1 事務費	635
2 事業費	1 事業費	1 事業費	17,284
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1
歳出合計			20,004

規約等

淡路島地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、副会長の属する市に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 地域公共交通網形成計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項の協議に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 計画作成市関係部長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 港湾管理者又はその指名する者
- (5) 商工・観光団体の長又はその指名する者
- (6) 市民又は利用者を代表する者
- (7) 公安委員会の長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監事2人

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長及び監事は、計画作成市の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理人をもって議決権を行使することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。

(1) 洲本市情報公開条例（平成18年条例第17号）第7条及び第8条、南あわじ市情報公開条例（平成17年条例第18号）第7条並びに淡路市情報公開条例（平成17年条例第15号）第7条に規定する不開示情報が含まれる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認

められる場合

6 会議の案件について、会長が急を要する事案又は軽微な事案と判断したものについては、書面にて協議することができる。

7 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(傍聴)

第8条 傍聴を希望する者は、前条第5項の規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第9条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、副会長の属する市の交通政策担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。なお、第 5 条第 1 項に示す委員の任期は、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員として委嘱された年度を除く、2 年とする。

淡路島地域公共交通活性化協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、淡路島地域公共交通活性化協議会規約第8条の規定に基づき、淡路島地域公共交通活性化協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 一般傍聴人として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において傍聴人受付簿（様式第1号）に住所、氏名を記入し、傍聴証（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付する。

3 報道関係者として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において報道関係者受付簿（様式第3号）に報道機関の名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 一般席の傍聴人の定員は、会場の広さを勘案し概ね10人を目安に、会長が会議開催の都度定める。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の配布資料)

第11条 傍聴人への配布資料は、会議次第又は議題を記載した資料のみとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月27日から施行する。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

傍聴証

第 号

淡路島地域公共交通活性化協議会

（裏面）

会議を傍聴する皆さまへのお願い

傍聴に際しましては、下記の事項を守り、会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。なお、下記の事項に違反する行為があった場合には、やむを得ず退場していただく場合がございます。また、この傍聴証はお帰りの際に事務局まで返却してください。

記

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明することがないようお願いいたします。
- (2) 談論し、放歌し、高笑その他騒ぎ立てないようお願いいたします。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないようお願いいたします。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないようお願いいたします。ただし、病気その他の理由がある場合は、議長の承認を受けてください。
- (5) 飲食又は喫煙をしないようお願いいたします。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないようお願いいたします。
- (7) 会場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないようお願いいたします。
- (8) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、議長の承認を受けてください。
- (9) 会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場するようお願いいたします。
- (10) 事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

様式第3号（第3条関係）

報 道 関 係 者 受 付 簿

平成 年 月 日

報道機関の名称	傍聴者氏名

淡路島地域公共交通活性化協議会報償及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、淡路島地域公共交通活性化協議会規約第9条の規定に基づき、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員（以下「委員」という。）の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 報償の額は、次に掲げるとおりとする。

会長 日額 10,000円

委員 日額 8,000円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる委員については、報償を支給しないものとする。

- (1) 国、県、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及び公安委員会からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(費用弁償の額)

第3条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する旅費の額は、洲本市、南あわじ市並びに淡路市の例により会長が決定するものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月27日から施行する。

淡路島地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、淡路島地域公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づき、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、洲本市企画情報部企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、洲本市企画情報部企画課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 協議会の会議の開催及び運営に関すること。
- (3) 協議会の運営に関する諸規程の軽微な変更に関すること。
- (4) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (5) 物品及び現金の出納に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書)

第5条 事務局における文書の取扱いについては、洲本市文書取扱規程（平成18年訓令第19号）、南あわじ市文書取扱規定（平成17年訓令第4号）並びに淡路市文書取扱規定（平成17年訓令第4号）の例による。

(公印)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、書体、寸法、使用区分、個数及び管守者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱いについては、洲本市公印規則（平成18年規則第14号）、南あわじ市公印規則（平成17年規則第13号）並びに淡路市公印規則（平成17年規則第7号）の例による。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月27日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	書 体	寸法 (m/ m)	使用区分	個数	管守者
淡路島地域公共交通活性化協議会会長の印	てん書	方24	会長名をもって発する文書	1	事務局長

淡路島地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、淡路島地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに洲本市長、南あわじ市長並びに淡路市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、洲本市、南あわじ市並びに淡路市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直後の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 事務局長は、協議会の事務局員のうちから出納員を命ずることができる。

2 出納員は、事務局長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、洲本市、南あわじ市並びに淡路市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに洲本市長、南あわじ市長並びに淡路市長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月27日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

淡路島地域公共交通網形成計画

策定方針（案）

目次

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の区域	3
4	計画の対象	3
5	計画の期間	3
6	計画の概要	6
7	計画策定に向けた調査の概要	8
8	策定体制	9
9	策定スケジュール	10

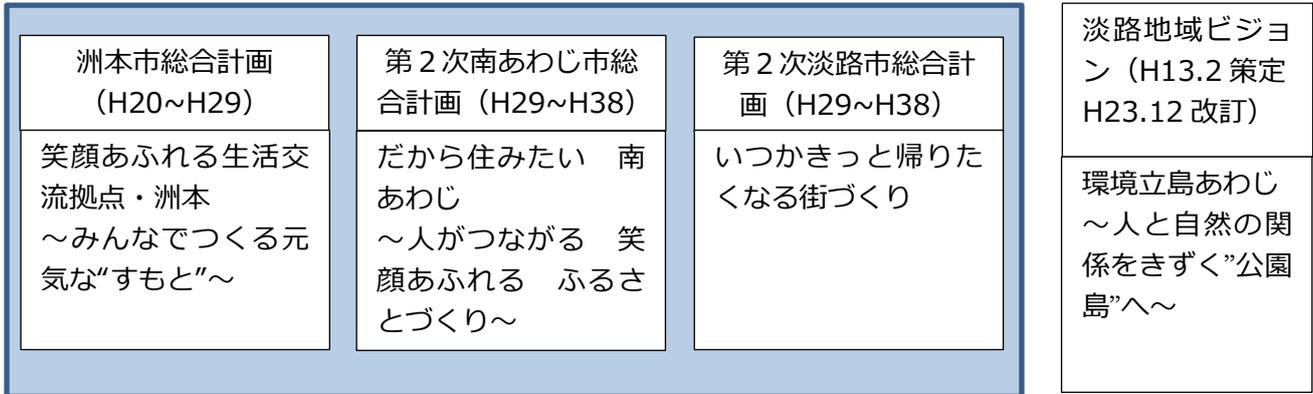
平成 29 年 8 月 23 日

1 計画策定の背景

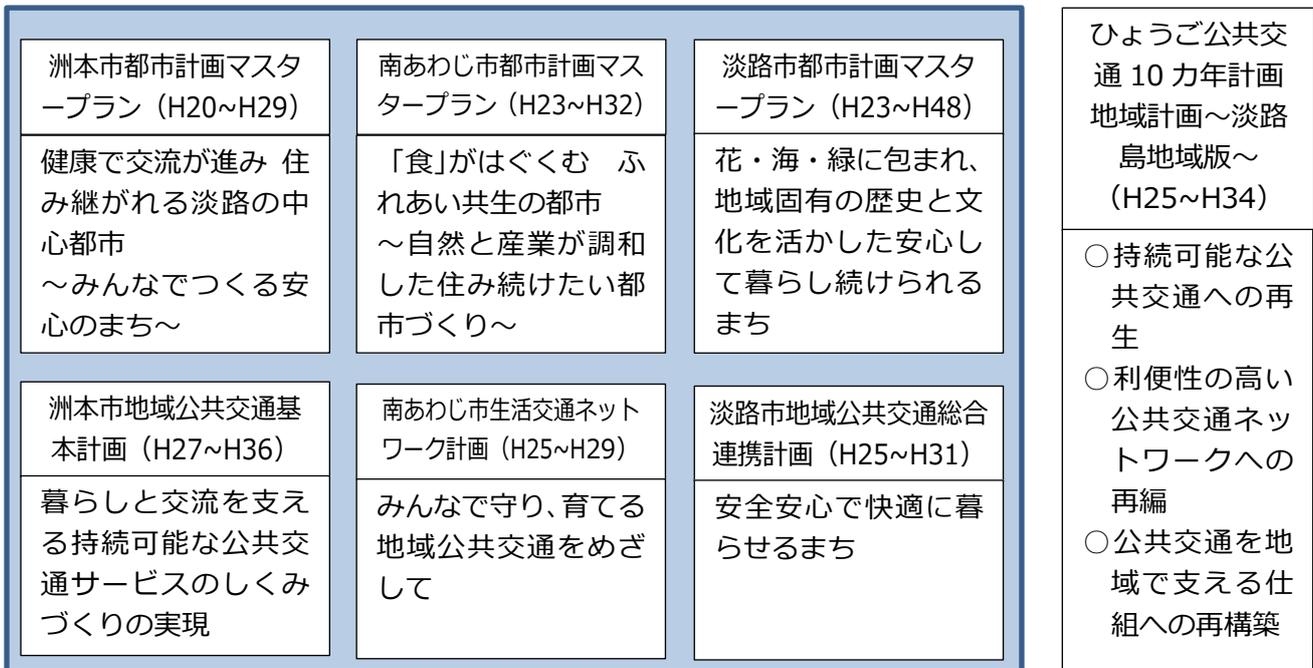
- 近年、淡路島地域の人口減少や高齢化が全国平均を上回るスピードで進行する中、公共交通の利用者が減少している。
- これに伴い、路線バスの減便や撤退が続くなど、淡路島地域の公共交通のサービスが低下し、すでに住民の日常移動に十分応えられていない水準にある。
- 現状を放置すれば、さらなる利用者の減少や自動車への依存を招き、公共交通の存続すら危ぶまれる。
- 公共交通が衰退すれば、高齢者の交通事故の増加や交通弱者の移動の制限など、住民の日常移動に支障が生じる恐れもあり、淡路島地域の活力を失うことにまで繋がりがかねない。
- しかし、人口減少や高齢化はさらに進行すると見込まれており、クルマからの転換にも限界があることから、住民の移動だけで公共交通を維持していくことは困難である。
- 一方、淡路島地域は豊かな自然と歴史・文化を有し、観光資源に恵まれている。観光旅客数は淡路島の人口を大きく上回っており、さらに年々増加している。来島手段の多くがクルマである現状も踏まえれば、新たな公共交通の利用者として期待できる余地がある。
- このような背景から、住民の日常生活を支え、使いやすい公共交通を実現、維持するためには、住民はもとより来島者も含めて淡路島地域全体を網羅した公共交通のあり方を考え、持続可能な公共交通を実現に向け、3市が一体となって取り組む必要がある。
- このため、住民、学識経験者、関係機関等などの幅広い参画のもと、淡路島地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにし、その実現に向けた諸施策を示した、淡路島地域公共交通網形成計画を策定する。

2 計画の位置づけ

【上位計画】



【連携・補完計画】



淡路島地域公共交通網形成計画 (H30~H39)

関連調査等

淡路圏域生活交通対策のあり方に関する調査
(平成19年、財団法人淡路21世紀協会)

3 計画の区域

本計画の区域は、淡路島地域全域（3市全域）とする。

4 計画の対象

本計画の対象とする交通手段は、淡路島地域内の基幹交通（高速バス）、幹線交通（路線バス）、コミュニティ交通（コミュニティバス、乗合タクシー、自主運行バス等）とし、端末交通（カーシェアリング、自家用車、バイク、自転車、徒歩等）は地域公共交通を補完するものとする。

なお、交通結節点については船舶との結節点を含む。

5 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30(2018)年～平成 39(2027)年とする。

施策の実施状況や目標値の達成状況を検証・評価し、5年後に計画の見直しを行う。

6 計画の概要

(1) 基本方針

淡路島地域は、人口減少に伴い路線バスの減便、廃止が進み、交通弱者が住みにくく、来訪者にとっては不便な地域となり、定住人口、交流人口の減少の要因となることが危惧される。このため、以下のように基本方針を掲げ、基本方針に基づく目標と現状のギャップを埋める施策を講じることにより、淡路島地域の交通環境を向上、ひいては淡路島の魅力向上を実現するものである。

**誰も（市民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現
～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～**

(2) 目標・将来像

①目標 1：住民の移動ニーズに対応する公共交通ネットワークの形成

淡路島地域において、住民の日常生活に必要な移動手段及びサービスレベルを確保する。具体的には以下のような将来像を設定する。

〈将来像〉

通学	○高校生は地域間のバス通学が可能（南あわじ⇄洲本⇄淡路市、南あわじ市⇄淡路市） ○始業時間、終業時間、クラブ活動終了時に適切な便数がある ○自宅近くの最寄りバス停まではコミュニティバス、自主運行バスが運行し、路線バスに接続している ○最寄りのコミュニティバス等の停留所に自転車置き場がある 等
通勤	○島内の主な通勤地である洲本市街地へ始業時間、終業時間とも適切な便数がある ○路線バスの最終便は、22 時頃到着する便がある ○島外への通勤者がストレスなく移動できるよう高速バスと路線バスが接続している ○自宅近くの最寄りバス停まではコミュニティバス、自主運行バスが運行し、路線バスに接続している ○最寄りのコミュニティバス等の停留所に自転車置き場がある 等
通院	○かかりつけ病院へ徒歩・自転車で通院が困難な高齢者の移動手段が確保されている（旧町区域内での高齢者の移動手段が確保されている） ○専門病院等へは路線バスで通院できる（旧町区域を跨る通院へは路線バスで通院できる） 等
買い物	○日常の買い物はコミュニティバスで、ストレスなく移動できる ○購入した品物は宅配サービスを利用できる 等

②目標 2 : 来島者等にとっても利用しやすく快適な交通環境の創造

観光客やビジネス客が多様な交通手段を選択でき、ストレスなく移動できる環境を確保する。具体には以下のような将来像を設定する。

〈将来像〉

観光客	○淡路島地域の主要観光地に路線バス、コミュニティバス等で移動できる ○観光客のバス利用時間帯と住民の利用時間帯が重ならず効率的に運行している ○移動手段等に関する情報を容易に入手できる 等
ビジネス客	○高速バス等で来島した後、カーシェアリング等で移動できる ○市街地での業務は貸し自転車が完備されている ○移動手段等に関する情報を容易に入手できる 等

(3) 目標達成のための課題

①島内移動手段の確保・維持

人口の減少、地域産業の低迷・衰退等により幹線交通（路線バス）が減便・廃止され、公共交通のサービス水準が低下し続けている

- ・短：路線バス・コミュニティバス等の充実、見直し（便数・ルート）
- ・短：路線バス・コミュニティバス等の役割明確化
- ・中：高速バスの島内乗降の可能性検討
- ・中：乗降環境の改善

②基幹交通（高速バス）のネットワーク強化（機能向上・接続強化）

ICカードの導入、乗換環境の充実等により、基幹交通（高速バス）のサービス水準を高めることが必要

- ・短：高速バスの利便性、快適性の確保
- ・短：乗継ぎの利便性やわかりやすさの確保
- ・中：ターミナル機能の充実、ネットワーク化

③観光客へのニーズ対応

近年増大する観光客に対して、島内観光地への移動手段の提供が必要

- ・短：主要観光地へのアクセス充実、見直し（便数・ルート）
- ・短：わかりやすい情報・案内の提供
- ・短：他の移動手段と公共交通の連携強化
- ・中：特色ある移動手段の提供（接続バス等とそれ自体が魅力となる公共交通の提供 等）

④島内公共交通の一体的運営

住民の移動手段確保のため、観光需要で支えることを基本とした取り組みの推進

- ・中：島内一体となった公共交通利用のシステム化（情報、料金等）

(注)・短：短期的、短期以降の課題、 ・中：中期的、中期以降の課題

課題解決に向けて(観光客による利用を生かした解決策)

現状が推移すると...



負のスパイラルからの脱却

「観光客による利用」に着目して...

近年の観光客ニーズへ上手く対応することで、生活交通バスの復活を図る

そのことがひいては...

地域の移動手段として、持続可能な公共交通を実現

近年...

増大する観光客への
移動手段の提供

観光客へのニーズ
対応による充実

充実した路線がさらなる
島外からの公共交通
利用者を呼び込み

充実した路線を
日常利用にも生かす

高齢ドライバーによる
事故増大

運転に不安を感じる
高齢者の移動手段の
確保が困難

7. 計画策定に向けた調査の概要

(1) 地域内の公共交通に関する現況調査

①地域特性の把握・整理

地理的条件や道路網の状況、人口分布、施設立地（病院、公共施設、商業施設、観光施設等）など地域特性を把握・整理

②公共交通の現況の把握・整理

既存公共交通（高速バス、路線バス、コミバス、スクールバス、タクシー、レンタカー等）のルートや頻度など運行状況の整理

③ヒアリング調査

交通事業者、観光事業者、観光案内所へのヒアリング調査を実施

④事例分析等

高速バス、路線バス利用のインセンティブに関する事例や、観光振興と公共交通利用促進の連携事例など

(2) 地域住民のニーズ把握

①アンケート調査

地域住民を対象としたアンケート調査

②ヒアリング調査

潜在的なバス利用の可能性のある住民等にヒアリング調査を実施

(3) 観光客等来島者のニーズ把握

①アンケート調査

来島者を対象としたアンケート調査

②ヒアリング調査

バス・観光案内所等の利用者などに対しヒアリング調査を実施

8 策定体制

計画策定に向けて今後の交通体系を議論するための協議会を開催する。

《淡路島地域公共交通活性化協議会》

<委員>

計画作成市
公共交通事業者
道路管理者
港湾管理者
商工団体
観光団体
住民代表
公安委員会
学識経験者（会長）
観光有識者

<オブザーバー>

国土交通省近畿運輸局
国土交通省神戸運輸監理部
兵庫県
洲本市、南あわじ市、淡路市

<事務局>

洲本市企画情報部企画課

9 策定スケジュール

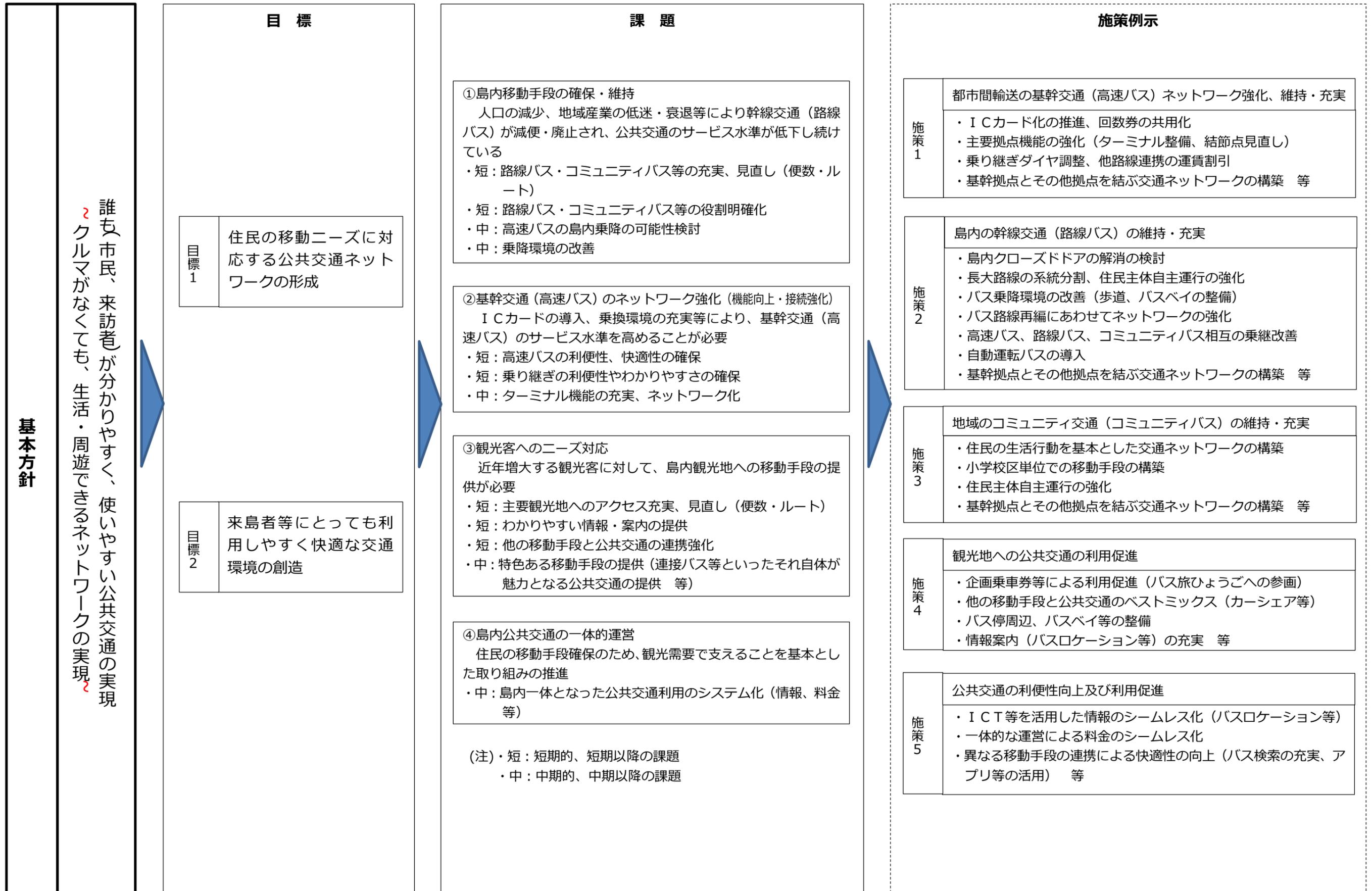
◆淡路島地域域公共交通網形成計画策定スケジュール(案)

		平成29年度											
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
協議会等	事前会議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事前会議												
協議会等	事前会議												
	事前会議												
パブリックコメント	パブリックコメント												
	パブリックコメント												
検討内容	検討内容												
	検討内容												

月	内容
6月	事前会議 ・公共交通の現状・課題の共有 ・公共交通政策の取組方針 ・取組方針の推進について意見交換 ・網形成計画策定までのスケジュール確認 ・アンケート内容等
8月	第1回 ・平成29年度協議会予算について ・淡路島地域公共交通網形成計画策定方針(案) ・淡路島地域公共交通網形成計画の概要(案)
11月	第2回(アンケート結果を踏まえ) ・公共交通ネットワークの将来像(案) ・公共交通政策の主な取組方針(案) ・網形成計画(案) ・意見交換
12月	第3回【微調整】 島網形成計画(第2回の調整) 意見交換 ※パブリックコメント等の説明含む
2月	第4回【報告】 ・パブリックコメント結果の報告 ・網形成計画の報告 ・今後の進め方について意見交換 (再編実施計画の策定等) 補助メニュー活用

月	内容
11月	パブリックコメント意見募集
12月	パブリックコメント意見分析
1月	パブリックコメント案作成
2月	協議会意見反映
3月	計画書調整印刷

淡路島地域公共交通網形成計画の概要（案）



淡路島地域の現状

平成 29 年 8 月 23 日

目 次

1. 淡路島地域の現状 -----	1
1-1 3市の概況 -----	1
1-2 淡路島地域に係る人の動き -----	6
1-3 陸上交通の現状 -----	12
1-4 海上交通の現状 -----	27
1-5 駐車場の現状-----	29
1-6 観光地の現状-----	32
1-7 公共交通等に関する住民及び観光客の意識調査結果-----	35

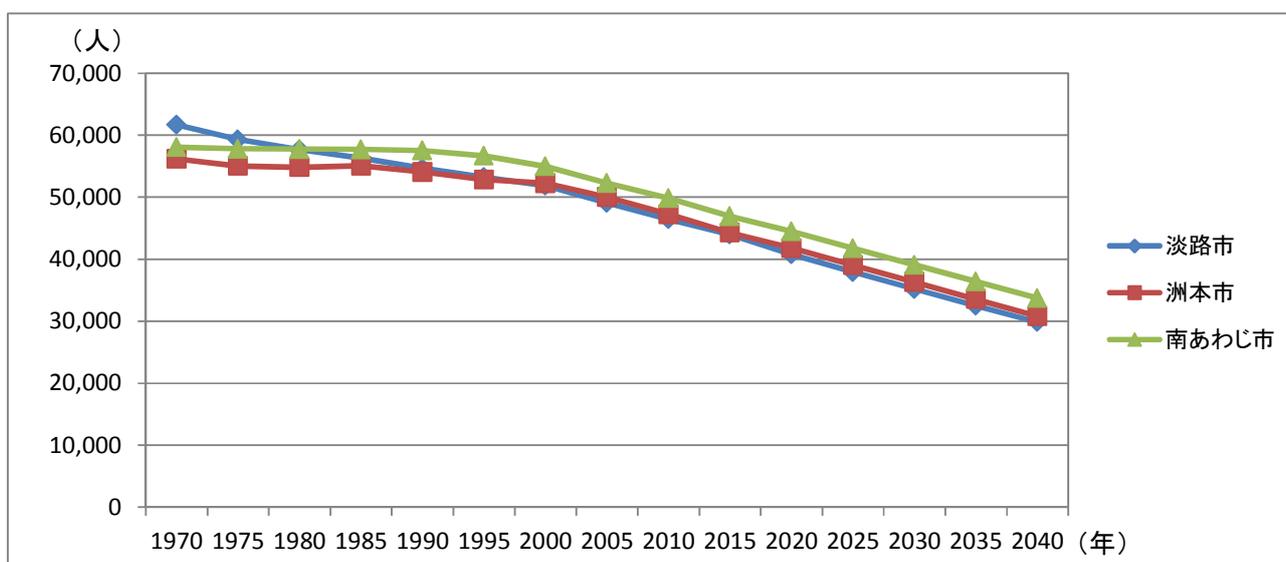
1. 淡路島地域の現状

1-1 3市の概況

(1) 3市の人口動向

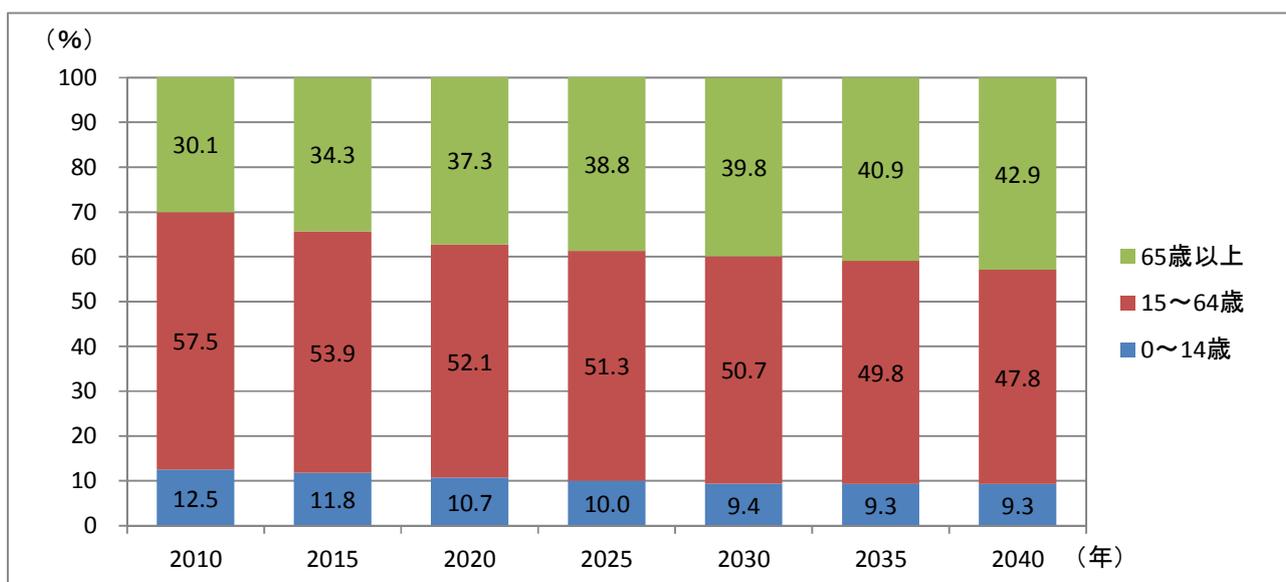
- 淡路島地域内 3 市の人口は減少しており、国立社会保障・人口問題研究所（以後「社人研」）の推計によれば、平成 52(2040)年には平成 27(2015)年に比べ約 30%減少すると予想されている。
- 高齢化も平成 27 (2015)年の約 34%から平成 52(2040)年には約 43%まで進むと予想されており、交通需要の変容が考えられる。

◆3市の人口推移と推計人口◆



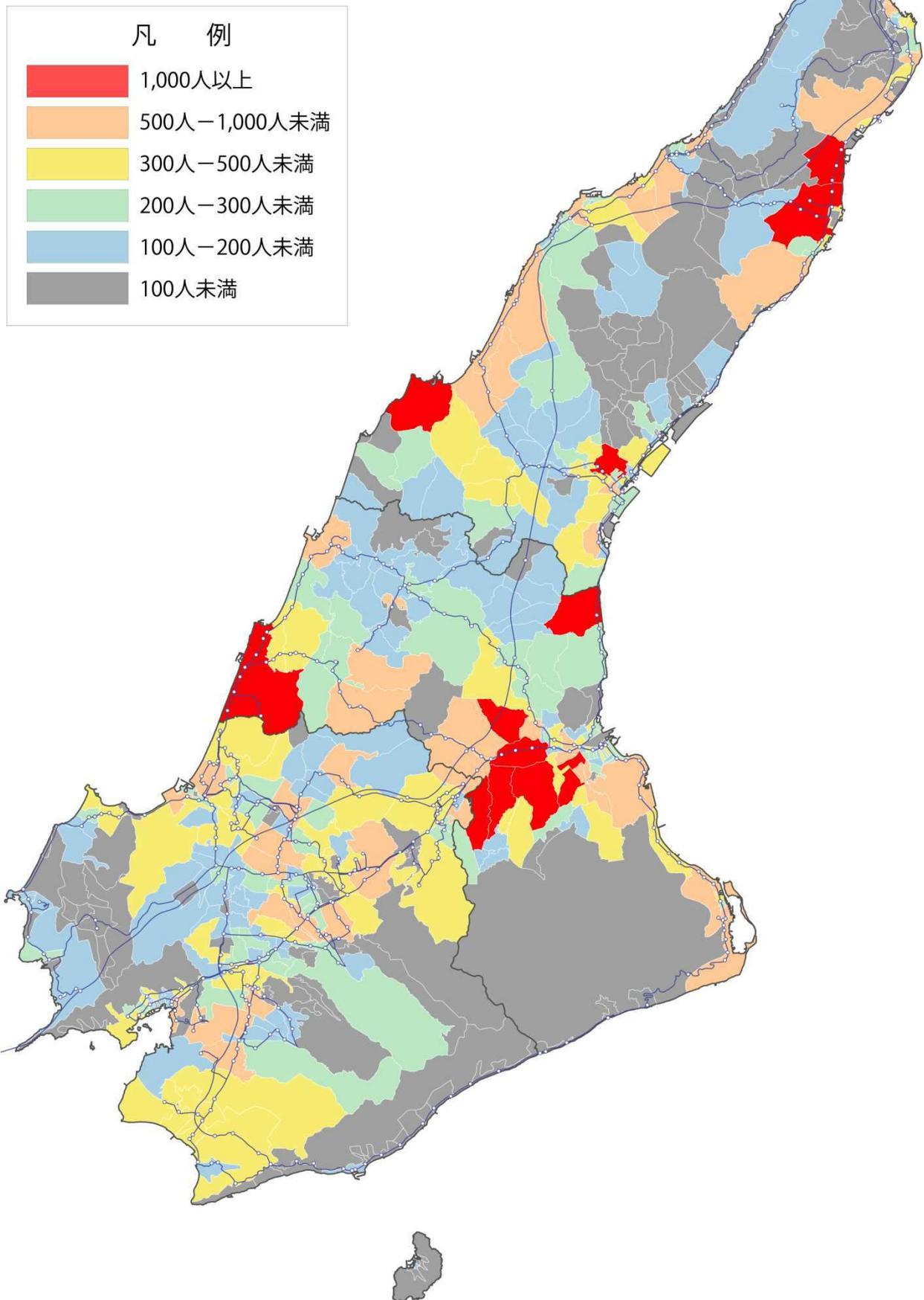
資料：国勢調査、「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」社人研

◆淡路島地域の将来年齢構成比◆

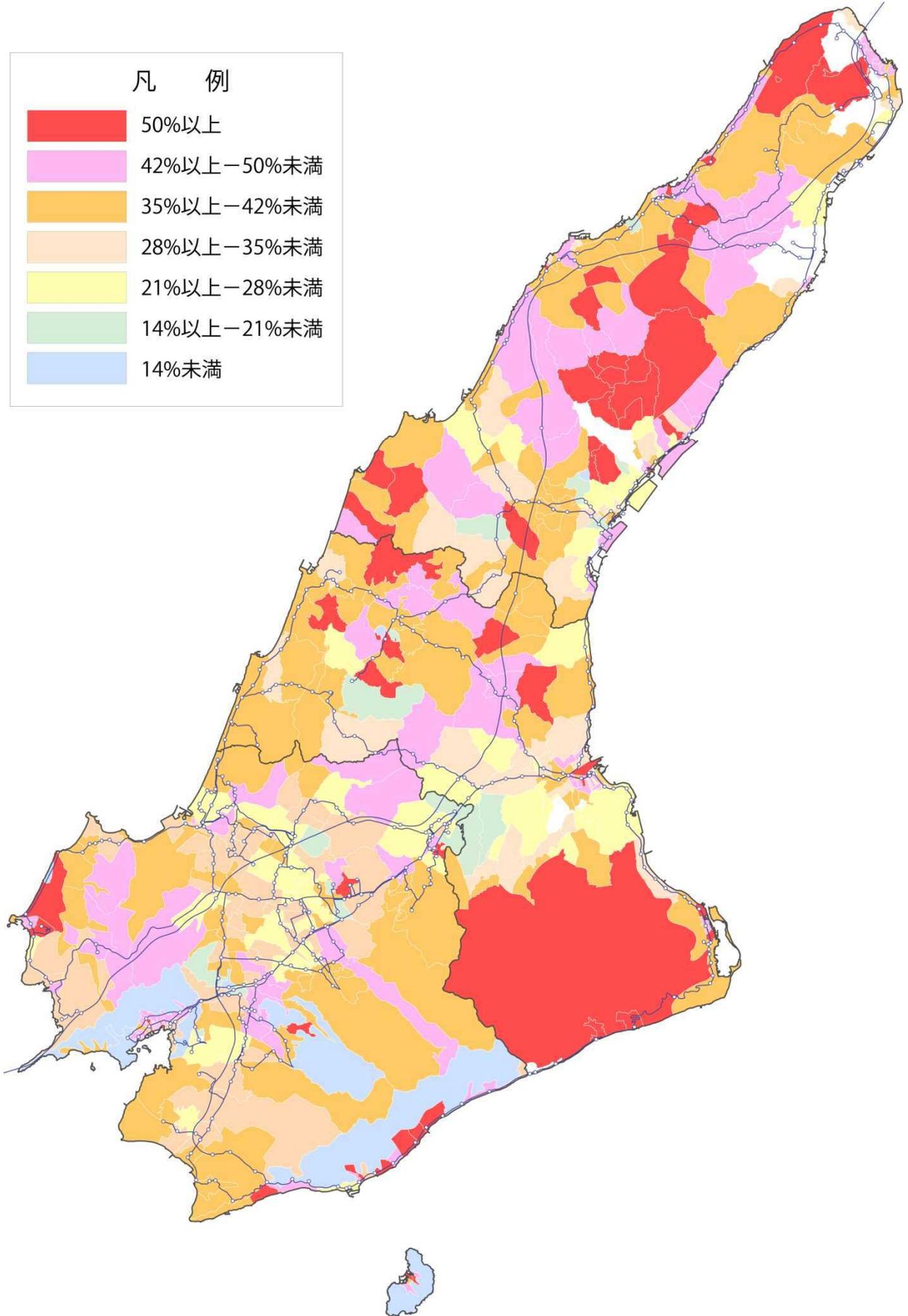
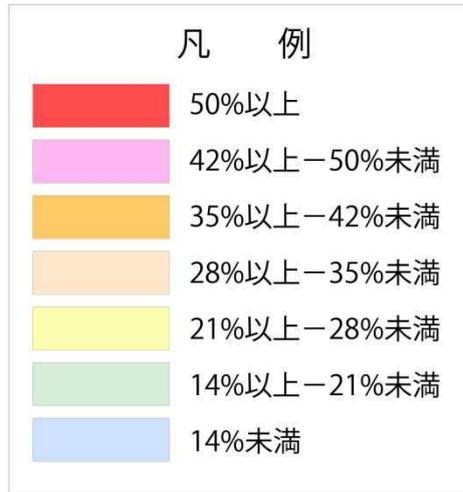


資料：「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」社人研

◆淡路島地域の人口分布◆



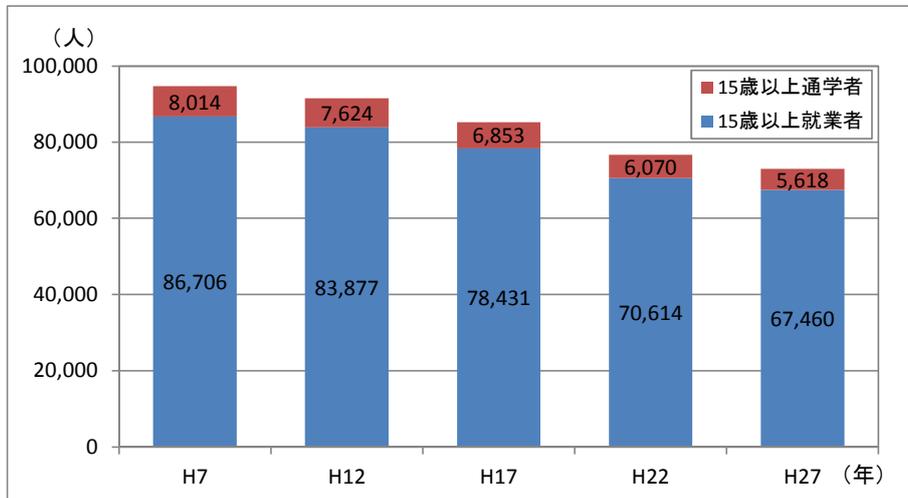
◆淡路島地域の高齢化率◆



(2) 就業・通学の動向

- 淡路島地域内の 15 歳以上就業者数・通学者数は減少しており、これに伴い通勤・通学目的の交通需要も減少していると考えられる。

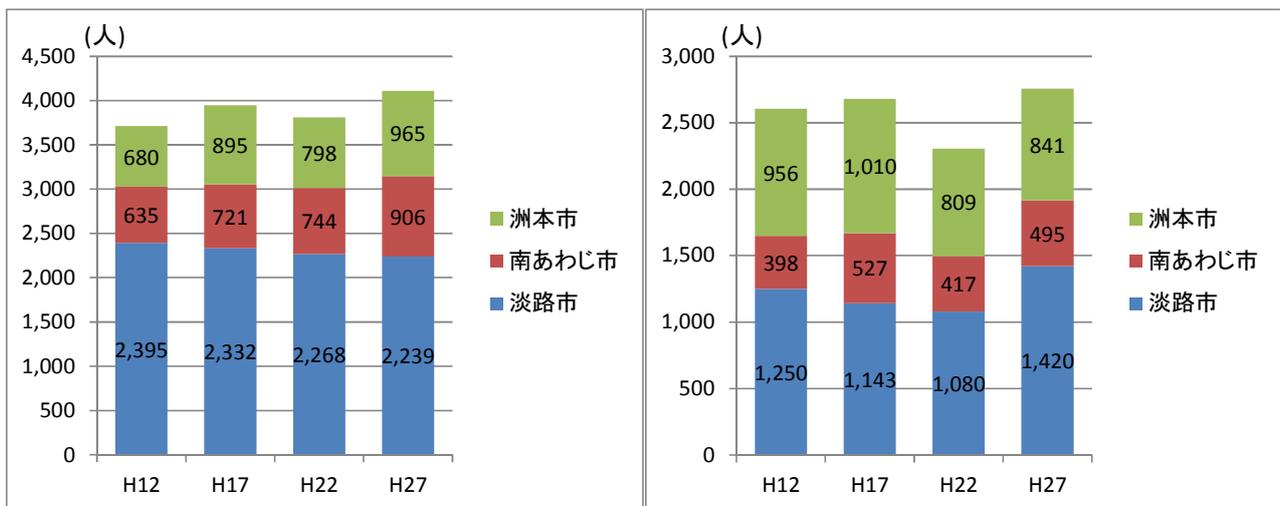
◆ 15 歳以上就業者数・通学者数の推移 ◆



資料：国勢調査

- 国勢調査により、平成 12 (2000) 年から 27 (2015) 年の通勤・通学流動をみると、淡路島地域外から淡路島地域内への流入は増減を繰り返しているが、淡路島地域内から淡路島地域外への流出口は横這いか微増傾向である（ただし、淡路島地域外流出については不詳が平成 22 (2010) 年で約 17%、平成 27 年で約 20%ある）。

◆ 淡路島地域内→淡路島地域外通勤・通学流動の推移 ◆ ◆ 淡路島地域外→淡路島地域内通勤・通学流動の推移 ◆

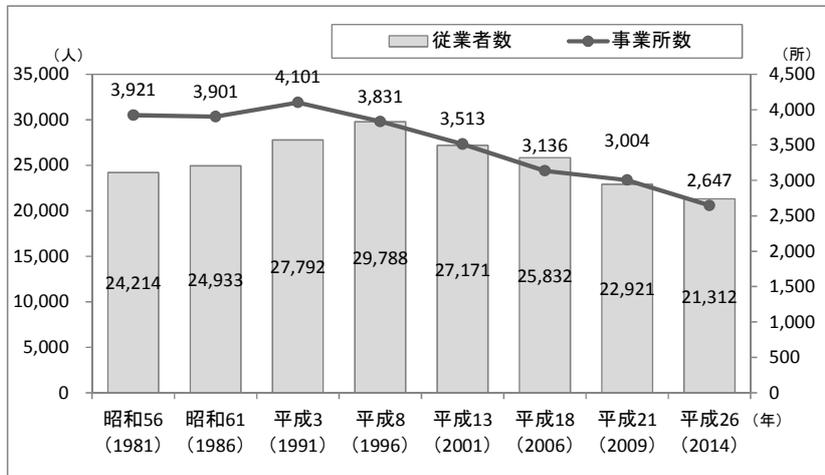


資料：国勢調査

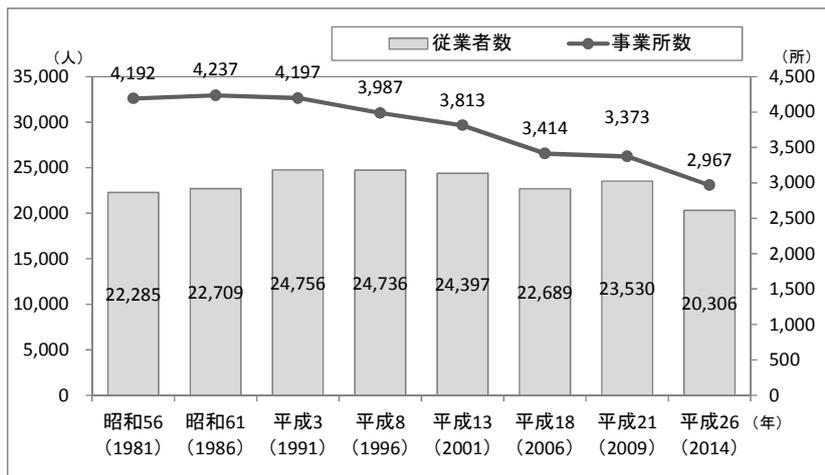
(3) 産業の動向

- 淡路島地域3市の事業所数・従業者数は、近年減少傾向にある。
- 人口推計によれば、将来、人口が減少することが予想されており、これに伴い従業者数も減少すると予想される。

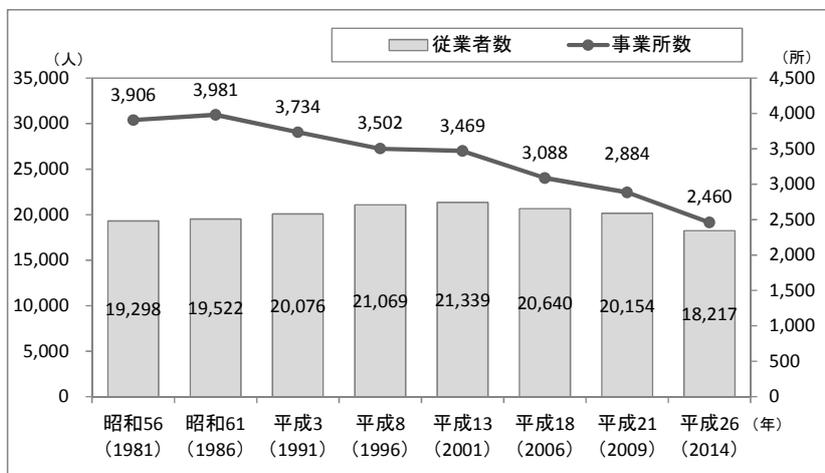
◆洲本市事業所数・従業者数の推移◆



◆南あわじ市事業所数・従業者数の推移◆



◆淡路市事業所・従業者数の推移◆



資料：事業所・企業統計調査、経済センサス

1-2 淡路島地域に係る人の動き

(1) 第5回近畿圏パーソントリップ調査(平成22(2010)年)

- 淡路島地域内々トリップ数を除いた休日の流動量は約29千トリップで、平日に比べほぼ2倍となっている。
- 平日の地域間流動は、9割以上が淡路島地域内々のトリップとなっている。次に多いのは兵庫県(淡路島地域を除く)で、休日には大阪、京都との流動量が増える。
- 目的別にみると、休日では自由が約120千トリップで最も多い。

◆淡路島地域を発着地とする代表交通手段別・地域間流動量・平日◆

	鉄道	バス	自動車	自動二輪・原付	自転車	徒歩	その他	不明	計	構成比
淡路地域	0	3,966	228,046	7,300	31,009	38,331	897	0	309,549	95.5%
淡路市	0	1,432	67,891	1,692	7,314	12,379	191	0	90,899	28.0%
洲本市・南あわじ市	0	2,534	160,155	5,608	23,695	25,952	706	0	218,650	67.4%
滋賀県	22	28	122	0	0	0	0	97	269	0.1%
京都府	0	19	159	0	29	0	0	138	345	0.1%
大阪府	321	111	1,049	0	106	0	27	277	1,891	0.6%
兵庫県(淡路地域除く)	2,697	1,817	3,395	0	165	44	1,051	851	10,020	3.1%
奈良県	0	54	116	0	0	0	0	138	308	0.1%
和歌山県	0	28	86	94	27	0	0	43	278	0.1%
域外	0	237	1,112	0	0	0	45	159	1,553	0.5%
合計	3,040	6,260	234,085	7,394	31,336	38,375	2,020	1,703	324,213	100.0%
構成比	0.9%	1.9%	72.2%	2.3%	9.7%	11.8%	0.6%	0.5%	100.0%	

◆淡路島地域を発着地とする地域間流動量・休日◆

	鉄道	バス	自動車	自動二輪・原付	自転車	徒歩	その他	不明	計	構成比
淡路地域	0	4,559	173,133	4,097	16,216	22,106	1,173	68	221,352	88.3%
淡路市	0	2,854	52,567	1,205	3,023	7,393	227	28	67,297	26.9%
洲本市・南あわじ市	0	1,705	120,566	2,892	13,193	14,713	946	40	154,055	61.5%
滋賀県	0	0	291	0	28	0	0	231	550	0.2%
京都府	65	143	784	0	0	0	0	141	1,133	0.5%
大阪府	432	816	3,710	0	193	0	114	383	5,648	2.3%
兵庫県(淡路地域除く)	1,035	1,576	12,442	39	55	0	1,243	763	17,153	6.8%
奈良県	28	44	653	0	25	0	18	110	878	0.4%
和歌山県	28	18	115	0	0	0	0	35	196	0.1%
域外	90	391	2,786	29	23	0	53	289	3,661	1.5%
合計	1,678	7,547	193,914	4,165	16,540	22,106	2,601	2,020	250,571	100.0%
構成比	0.7%	3.0%	77.4%	1.7%	6.6%	8.8%	1.0%	0.8%	100.0%	

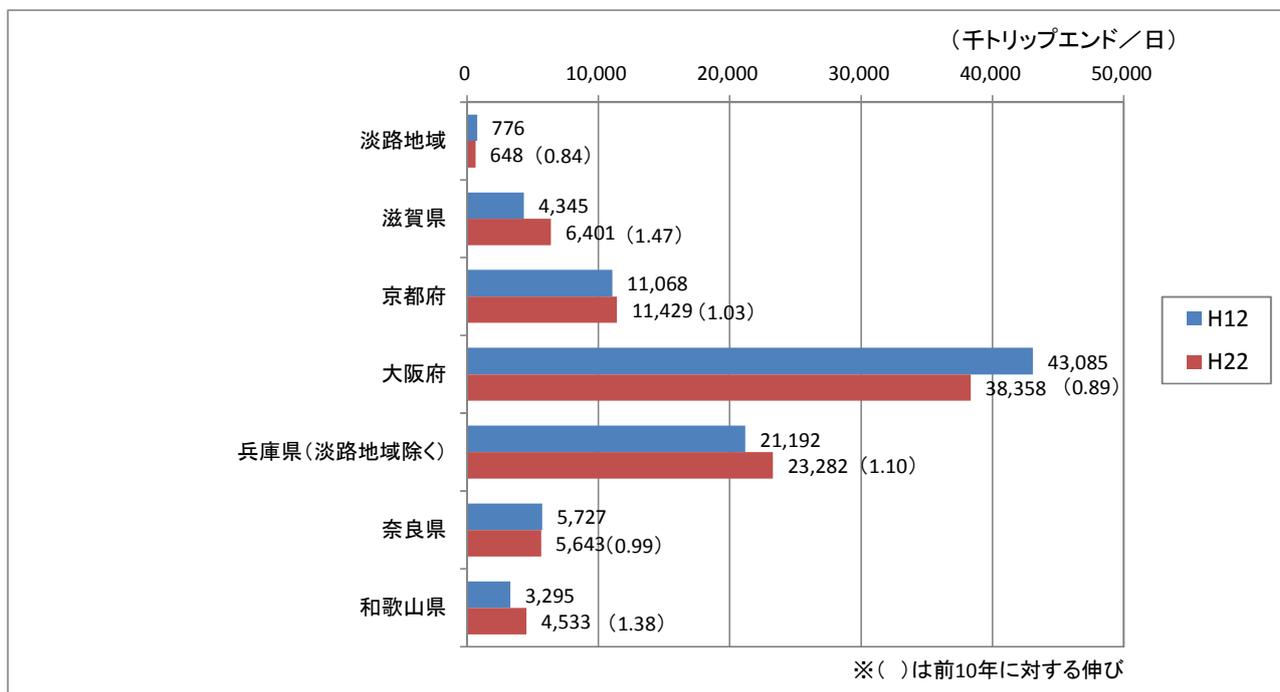
◆淡路島地域を発着地とする地域間流動量・平日◆

	出勤	登校	自由	業務	帰宅	不明	計
淡路地域	41,931	15,614	83,707	42,878	125,419	0	309,549
淡路市	12,185	4,705	26,283	11,810	35,916	0	90,899
洲本市・南あわじ市	29,746	10,909	57,424	31,068	89,503	0	218,650
滋賀県	0	0	122	51	96	0	269
京都府	30	0	198	39	78	0	345
大阪府	78	0	761	471	581	0	1,891
兵庫県(淡路地域除く)	1,378	43	2,286	1,878	4,435	0	10,020
奈良県	0	0	182	41	85	0	308
和歌山県	0	0	118	36	124	0	278
域外	0	0	430	215	908	0	1,553
合計	43,417	15,657	87,804	45,609	131,726	0	324,213
構成比	13.4%	4.8%	27.1%	14.1%	40.6%	0.0%	100.0%

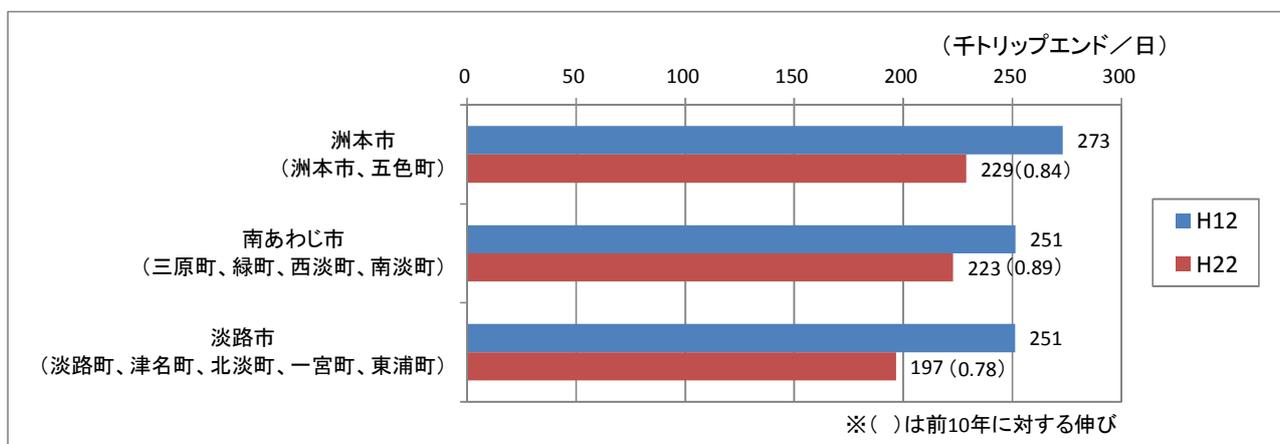
◆淡路島地域を発着地とする地域間流動量・休日◆

	出勤	登校	自由	業務	帰宅	不明	計
淡路地域	9,681	2,718	102,001	19,597	87,317	38	221,352
淡路市	2,602	890	33,726	5,221	24,858	0	67,297
洲本市・南あわじ市	7,079	1,828	68,275	14,376	62,459	38	154,055
滋賀県	0	0	378	0	172	0	550
京都府	0	0	770	146	217	0	1,133
大阪府	75	41	4,610	27	895	0	5,648
兵庫県(淡路地域除く)	328	0	10,927	895	5,003	0	17,153
奈良県	0	0	512	2	364	0	878
和歌山県	0	0	168	0	28	0	196
域外	0	0	1,305	11	2,345	0	3,661
合計	10,084	2,759	120,671	20,678	96,341	38	250,571
構成比	4.0%	1.1%	48.2%	8.3%	38.4%	0.0%	100.0%

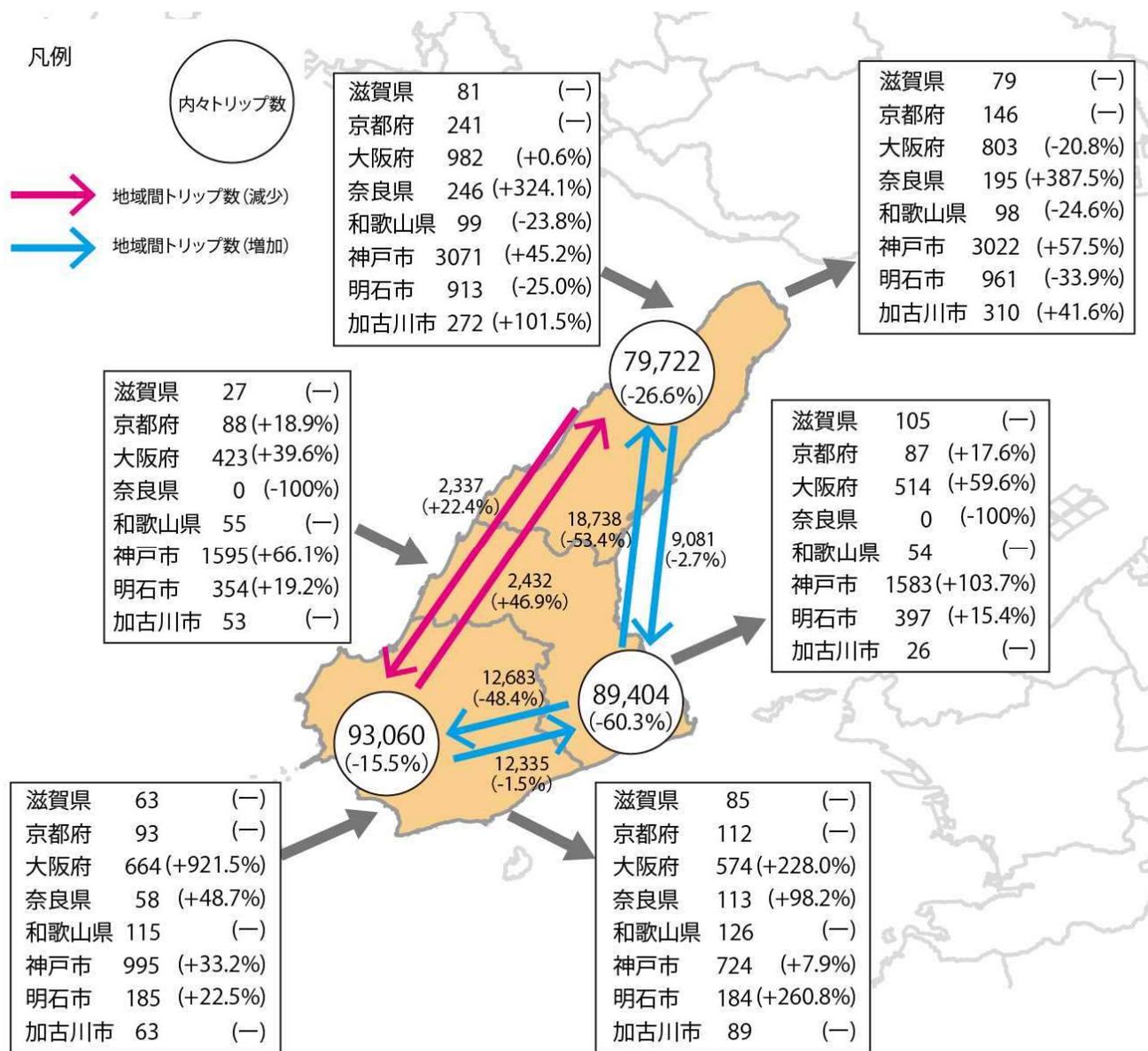
◆平日の発生集中量の推移(平成12～平成22年)◆



◆淡路島地域の平日の発生集中量の推移(平成12～平成22年)◆

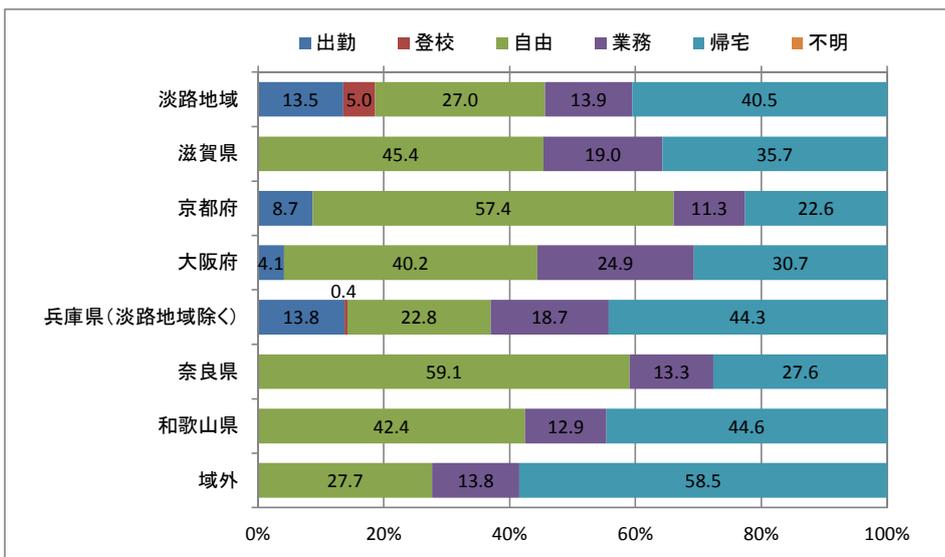


◆平日の地域間流動量及び増減割合（平成12年～平成22年）◆

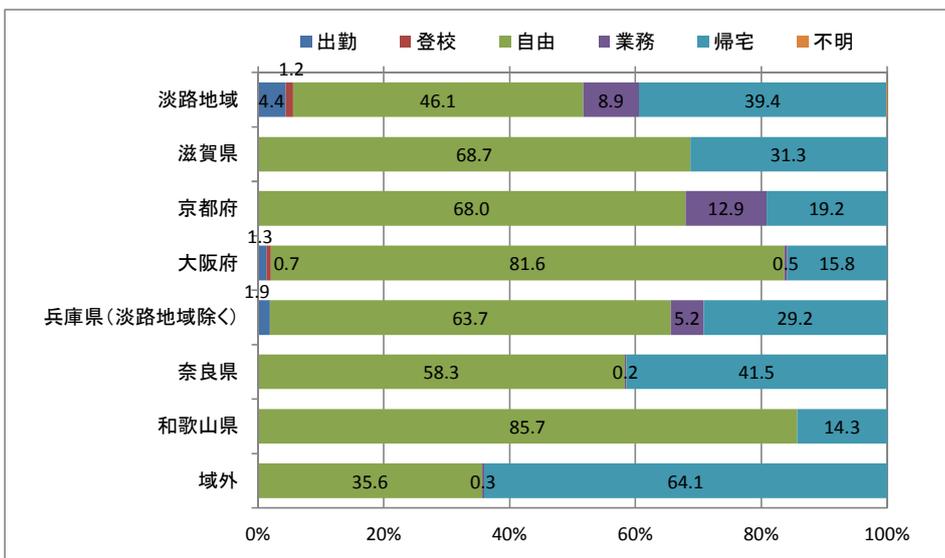


※単位：トリップ/日（ ）は平成12年からの増減割合

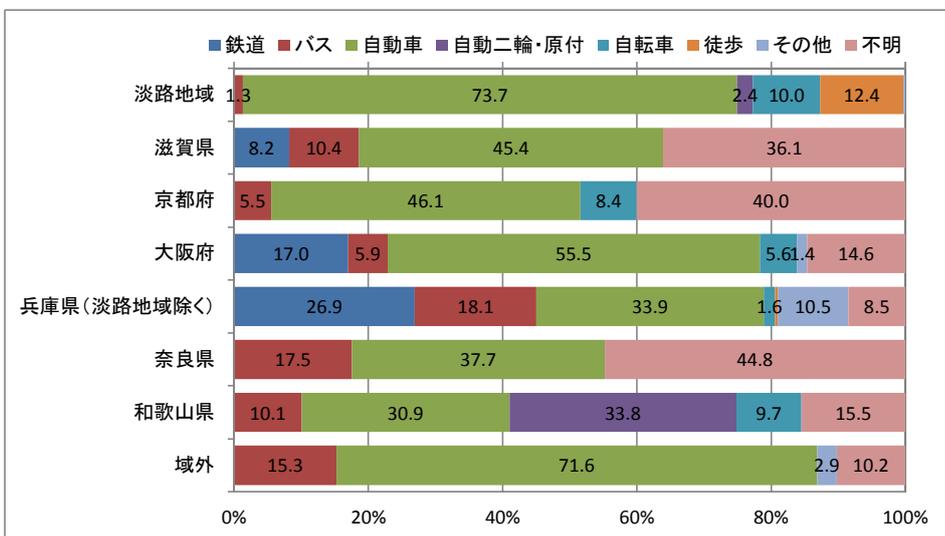
◆地域別にみた平日トリップの目的構成◆



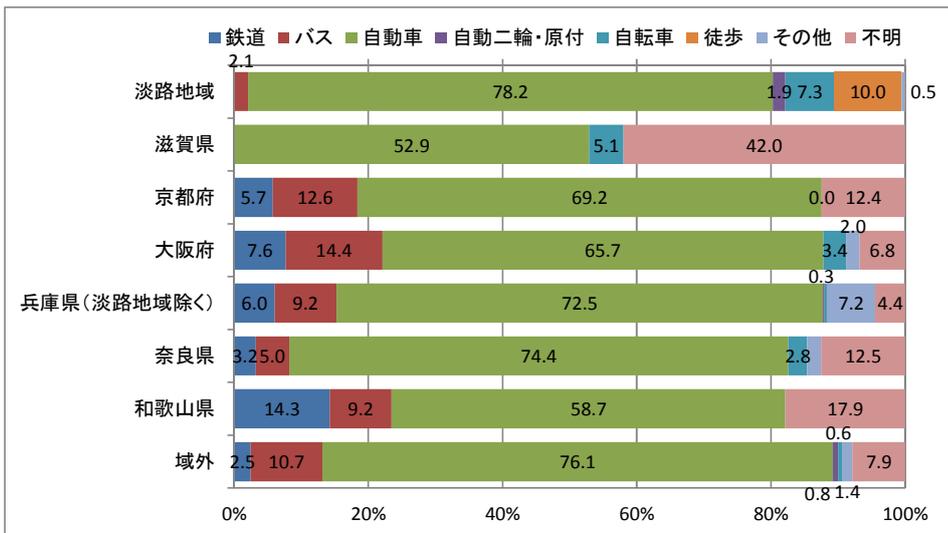
◆地域別にみた休日トリップの目的構成◆



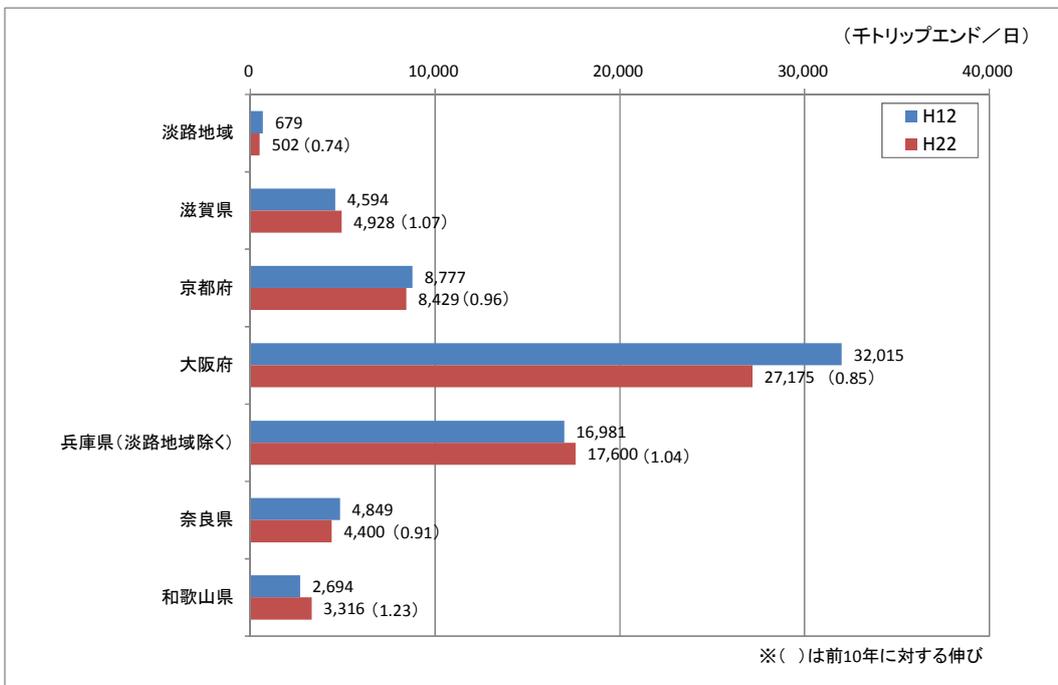
◆地域別にみた平日トリップの代表交通手段構成◆



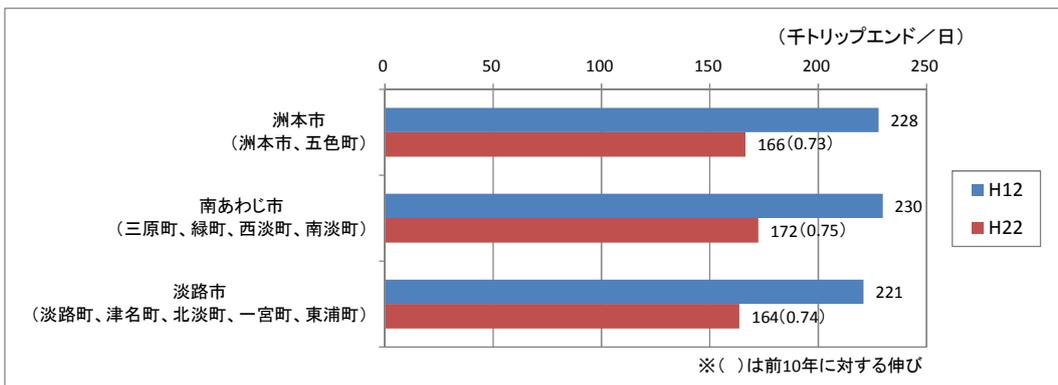
◆地域別にみた休日トリップの代表交通手段構成◆



◆休日の発生集中量の推移（平成 12～平成 22 年）◆



◆淡路島地域の休日の発生集中量の推移（平成 12～平成 22 年）◆



(2) 明石海峡大橋の交通量

- 明石海峡大橋の交通量は増加傾向にある。

◆明石海峡大橋等の交通量の推移◆

道路名	橋梁名	日平均交通量（台／日）			伸び率	
		H25	H26	H27	H26/H25	H27/H26
神戸淡路鳴門自動車道	明石海峡大橋	33,021	34,458	35,988	1.04	1.04
	大鳴門橋	23,792	23,626	24,439	0.99	1.03

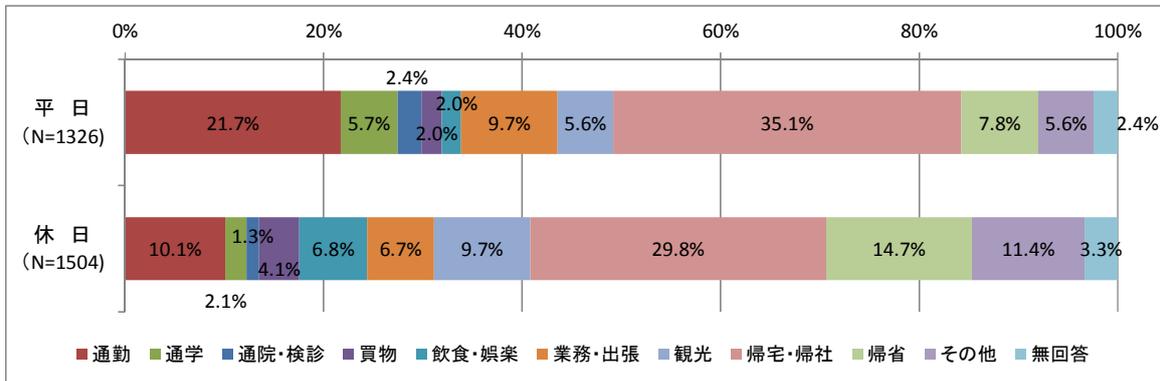
資料：本州四国連絡高速道路株式会社

1-3 陸上交通の現状

(1) 高速バス

- 淡路島地域は鉄軌道が整備されておらず、淡路島地域内外、淡路島地域内の主要な公共交通はバス交通が担っている。
- 高速バスは、淡路島地域と神戸・大阪等を結ぶ基幹交通として位置づけられ、平日1日あたり319便が運行され、通勤・通学客の主要な交通手段となっている。

◆神戸～淡路島地域路線高速バスの利用目的◆



資料：高速バス利用者アンケート調査（平成29年2月実施）

◆高速バス運行状況◆

【上り】

形態	運行会社	路線名	路線	便数	合計
共同	淡路交通	三ノ宮・福良線	福良・陸の港西淡⇄高速舞子・三ノ宮	21	32
	神姫バス	舞子・福良線		11	
共同	淡路交通	三ノ宮・福良線洲本線	洲本BC・おのころ⇄高速舞子・学園都市・三ノ宮	20	37
	神姫バス	学園都市・洲本線		12	
	山陽バス	舞子・福良線津名線		5	
共同	淡路交通	三ノ宮・西浦線	高田屋公園・五色BC⇄高速舞子・三ノ宮	8	16
	神姫バス			8	
共同	淡路交通	大阪-洲本線	洲本・津名港⇄大阪	2	4
	阪急バス			2	
単独	淡路交通	淡路-徳島線	徳島・鳴門⇄洲本・津名港	4	4
共同	本四海峡バス	くにうみライナー	陸の港西淡⇄高速舞子・三宮BT・JR新神戸 洲本BC・津名港⇄三宮BT・JR新神戸・JRなんば駅・ 大阪駅JR高速BT 陸の港西淡⇄三宮BT	18	37
	西日本JRバス	かけはし号		11	
	みなと観光バス	淡路島特急線		8	
共同	本四海峡バス	大磯号	東浦BT・大磯⇄高速舞子・三宮BT・JR新神戸	21	32
	西日本JRバス			11	
計					162

【下り】

形態	運行会社	路線名	路線	便数	合計
共同	淡路交通	三ノ宮・福良線	福良・陸の港西淡⇄高速舞子・三ノ宮	22	33
	神姫バス	舞子・福良線		11	
共同	淡路交通	三ノ宮・福良線洲本線	洲本BC・おのころ⇄高速舞子・学園都市・三ノ宮	19	36
	神姫バス	学園都市・洲本線		12	
	山陽バス	舞子・福良線津名線		5	
共同	淡路交通	三ノ宮・西浦線	高田屋公園・五色BC⇄高速舞子・三ノ宮	8	16
	神姫バス			8	
共同	淡路交通	大阪-洲本線	洲本・津名港⇄大阪	2	4
	阪急バス			2	
単独	淡路交通	淡路-徳島線	徳島・鳴門⇄洲本・津名港	4	4
共同	本四海峡バス	くにうみライナー	陸の港西淡⇄高速舞子・三宮BT・JR新神戸 洲本BC・津名港⇄三宮BT・JR新神戸・JRなんば駅・ 大阪駅JR高速BT 陸の港西淡⇄三宮BT	19	37
	西日本JRバス	かけはし号		10	
	みなと観光バス	淡路島特急線		8	
共同	本四海峡バス	大磯号	東浦BT・大磯⇄高速舞子・三宮BT・JR新神戸	18	27
	西日本JRバス			9	
計					157

資料：あわじ足ナビ等より作成

(2) 淡路島地域内路線バス・コミュニティバス

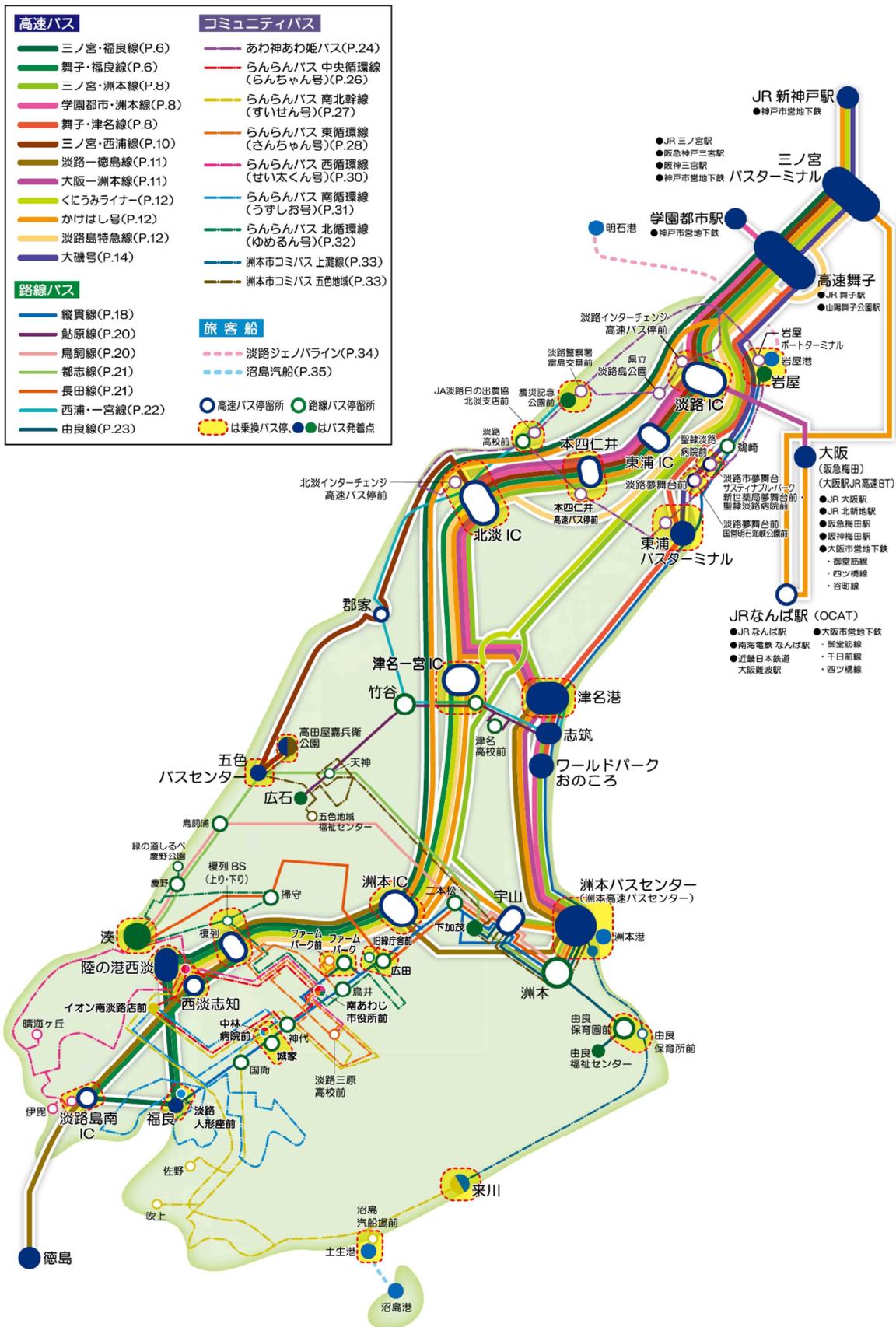
- 淡路島地域内路線バスは、平日上り・下り合わせて 116 本、コミュニティバスは、同じく 130 本運行されており、淡路島地域内の主要な公共交通機関となっている。

◆淡路島地域内路線バス・コミュニティバスの運行状況◆

路線名		経路	運行本数		高速バス接続BT・BS	
			上り	下り		
路線バス	縦貫線	淡路交通	岩屋～洲本高速BS～福良	15	17	福良、洲本IC、洲本高速BC、WPおのころ、志筑、津名港、東浦BT
	鮎原線	淡路タクシー	志筑～広石	6	6	津名一宮IC、志筑
	鳥飼線	淡路交通	洲本高速BC～湊	5	5	洲本高速BC
	都志線	淡路交通	洲本高速BC～湊	5	6	五色バスセンター洲本高速BC
	長田線	淡路交通	洲本高速BC～湊	5	5	洲本高速BC
	西浦・一宮線	淡路交通	震災記念公園～津名港	8	9	北淡IC、郡家、津名一宮IC、しづかホール前、志筑、津名港
由良線	淡路交通	洲本・下加茂～由良	12	12	洲本高速BC	
上灘線	洲本市	洲本BC～来川	3	3	洲本BC	
コミュニティバス	あわ神あわ姫バス	淡路市	岩屋～東浦～北淡循環	8 (東回り)	9 (西回り)	鶴崎、淡路市夢舞台SP、淡路夢舞台前、大磯港、立石川、東浦BT、本四仁井高速バス停前
			観光施設周遊※	5		淡路市夢舞台SP、東浦BT、本四仁井高速BT前、東浦BT
	らんらんバス中央縦貫線(らんちゃん号)	南あわじ市	陸の港西淡～南あわじ市役所～中林病院～陸の港西淡	18 (時計回り)	18 (反時計回り)	陸の港西淡
	らんらんバス南北幹線	南あわじ市	来川～中林病院/陸の港西淡	7	6	陸の港西淡
	らんらんバス東循環線 榎列・八木ルート	南あわじ市	南あわじ市役所～ファームパーク前～おのころ島神社前～南あわじ市役所	3 (反時計回り)	5 (時計回り)	榎列BS
	らんらんバス東循環線 八木・市ルート	南あわじ市	南あわじ市役所～さんゆ～館前～旧三原庁舎前～南あわじ市役所	3 (時計回り)	3 (反時計回り)	
	らんらんバス東循環線 木・神代ルート	南あわじ市	南あわじ市役所～神代小学校前～さんゆ～館前～南あわじ市役所	3 (反時計回り)	5 (時計回り)	
	らんらんバス西循環線せい太くん号	南あわじ市	淡路三原高校前/陸の港西淡～淡路島南IC/湊	8 (時計回り)	7 (反時計回り)	淡路島南IC、陸の港西淡
	らんらんバス南循環線うずしお号(福良ルート)	南あわじ市	中林病院～イオン南淡路店～淡路人形座前～中林病院	3 (時計回り)	4 (反時計回り)	原田、淡路人形座前
	らんらんバス南循環線うずしお号(賀集ルート)	南あわじ市	中林病院～賀集～萬福寺～生子～中林病院	2 (反時計回り)	2 (時計回り)	
	らんらんバス北循環線ゆめるん号	南あわじ市	湊～掃守～旧緑庁舎前	3 (時計回り)	2 (反時計回り)	榎列BS(上り、下り)

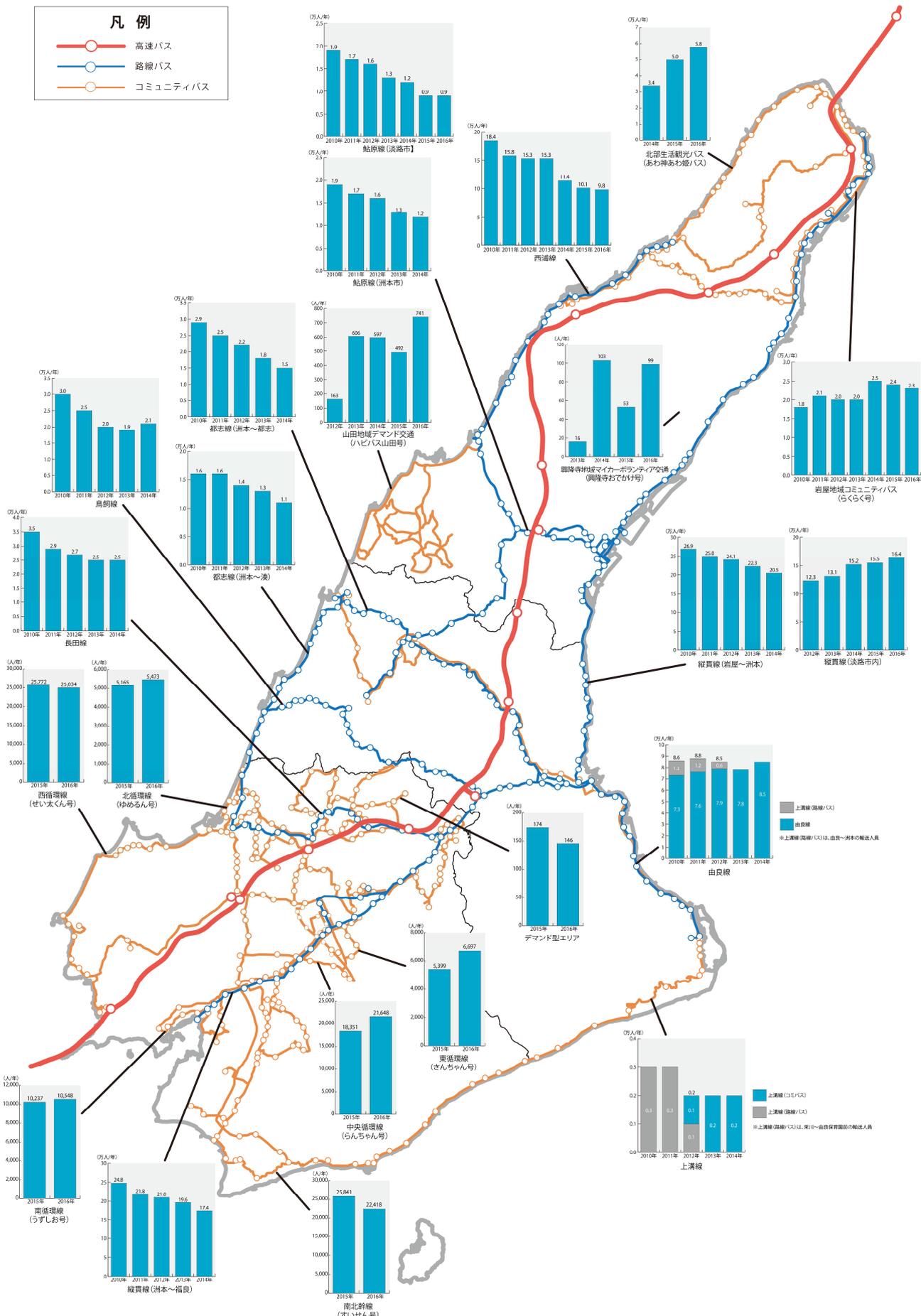
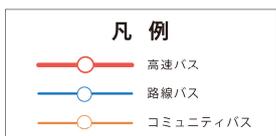
◆ 高速バス・路線バス・コミュニティバス路線図 ◆

高速バス・路線バス・コミュニティバス 主要乗換路線図



出典：あわじ足ナビ (2017年4月1日)

◆バス利用者数の推移◆



(3) バス等ターミナル

- 7カ所のバスターミナルと15カ所のバス停で、高速バスと路線バス等に乗り換えることが可能である。
- 洲本 BC、東浦 BT には各種付帯機能があるが、その他のターミナルは未整備である。

◆高速バスと路線バス等の乗り換えターミナル、停留所一覧◆

経路	停留所名	形態	概要	施設内設備
淡路IC～洲本IC	鶴崎	バス停		
	淡路夢舞台前	バス停		
	大磯港高速バスターミナル	バスターミナル	本四海峡バスの大磯営業所に併設されたターミナル	トイレ
	立石川	バス停		
	東浦BT	バスターミナル	本四海峡バスと西日本JRバスの社員が配置されており、乗車券を発行。あわ神あわ姫バスの回数乗車券を販売。淡路交通の舞子・津名線および一般路線バスも発着するが、乗車券は発行していない(ただし、「淡路島フリークーポン」は取り扱っている。)。管理は淡路市。	・駐車場:普通車350台 ・トイレ ・情報・観光コーナー(9:00 - 18:30) ・東浦物産館 ・ガーデニングセンター
	本四仁井高速バス停前	バス停		
	津名港バスターミナル	バスターミナル	明石海峡大橋開通後2006年に全航路が廃止され、津名港ターミナルビルは各種路線バスや高速バスのターミナルとして活用。2013年にはあわじ島つな港海の駅(愛称:おのころんマリステーション)がオープン。	
	志筑	バス停		
	しづかホール前	バス停		
	ワールドパークおのころ	バス停		
洲本IC	洲本高速バスセンター	バスターミナル	島内各地や阪神方面へのバスが数多く発着	・カフェ ・カフェレストラン ・観光案内所 ・トイレ ・コインロッカー
	洲本IC	バス停		
津名一宮IC～淡路島南IC	津名一宮IC	バス停		
	榎列	バス停		
	淡路島南IC	バス停		
北淡IC～五色IC	北淡IC	バス停		
	郡家	バス停		
	五色バスセンター	バスターミナル		
陸の港西淡～福良	陸の港西淡	バスターミナル	西淡町(当時)が設置したハブバスターミナル。管理は南あわじ市が行っている。	待合所内、トイレ 管理事務所(高速バスの一部路線の乗車券販売) 駐車場・タクシー乗り場
	原田	バス停		
	福良	バスターミナル	淡路交通福良営業所と併設	
	淡路人形座前	バス停		

◆淡路島地域内バスターミナルの現況と位置◆

大磯港高速 BT



東浦 BT



津名港 BT



洲本高速 BC



五色 BC



陸の港西淡



福良

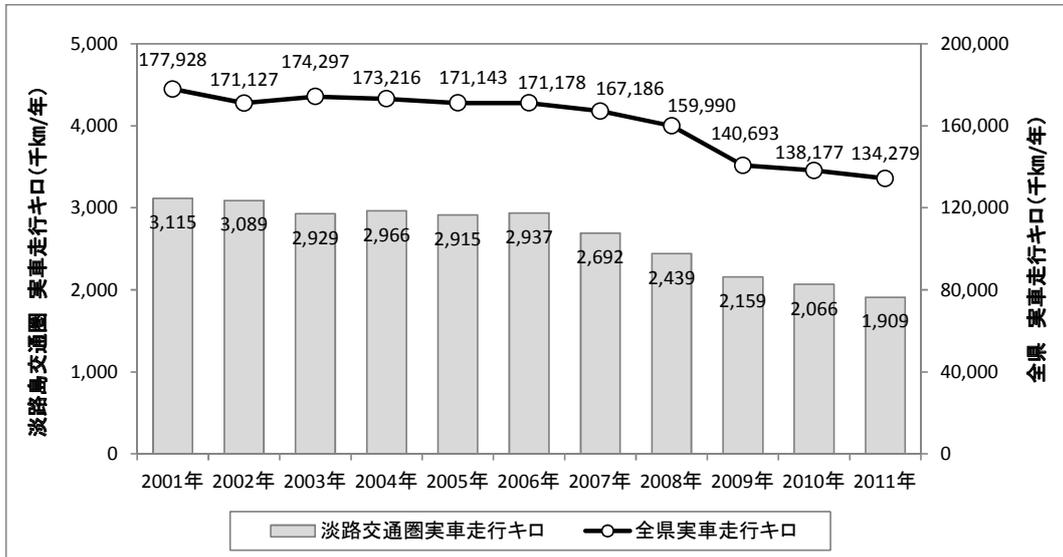


(4) 2次交通等の現状

① タクシー

- タクシーは各市 4～5 社が営業しており、実車走行キロは減少傾向となっている。

◆ タクシー実車走行キロの推移 ◆



資料：神戸運輸管理部（2011年度）

【洲本市】

事業者名称	営業所名称	所在地
淡路タクシー 株式会社	洲本	洲本市宇山1-1-15
清水タクシー	本店	洲本市栄町2丁目1番24号
株式会社 洲本観光タクシー	本社	洲本市桑間180-3
洲本自動車 株式会社	本社	洲本市大野999番地の1
〃	山手	洲本市山手3丁目2-24

【淡路市】

事業者名称	営業所名称	所在地
有限会社 一宮タクシー	本社	淡路市郡家59-6
有限会社 浦タクシー	本社	淡路市楠本104
有限会社 中淡タクシー	本社	淡路市志筑字田井1428-1
有限会社 北淡タクシー	本社	淡路市富島字小倉911-1

【南あわじ市】

事業者名称	営業所名称	所在地
有限会社 南あわじ観光タクシー	本社	南あわじ市賀集441番地
鳴門タクシー 株式会社	本社	南あわじ市福良甲1529-13
株式会社 藤本タクシー	本社	南あわじ市福良乙1208番地
有限会社 みなとタクシー	本社	南あわじ市湊536-16
三原タクシー	本店	南あわじ市八木新庄31-10

②レンタカー

- 淡路島地域内で 8 社、9 営業所が営業している。

◆レンタカー事業者◆

事業者名称	所在地
キナンレンタカー	〒656-2163 兵庫県淡路市中田 2978-2
エーケーオートレンタル本社	〒656-0121 兵庫県南あわじ市山添 289 番地の 1
エーケーオートレンタル営業所	〒656-2131 兵庫県淡路市志筑 3111-27
木下自動車	〒656-2132 兵庫県淡路市志筑新島 8 - 4
浦タクシー（トヨタレンタカー）	〒656-2301 兵庫県淡路市楠本 104
Jネットレンタカー淡路島洲本店	〒656-0014 兵庫県洲本市桑間 534-1
南淡バス(株)	兵庫県南あわじ市福良甲 1528-4 うずしおドームなないろ館内
有限会社片井オートサービス	〒656-0502 兵庫県南あわじ市福良甲 512-87
有限会社 コスモスオート津名	〒656-2224 兵庫県淡路市大谷 1 0 6 9 - 1 3

③レンタルバイク

- 淡路島地域内で 1 社、1 営業所が営業している。

◆レンタルバイク事業者◆

事業者名称	所在地
有限会社片井オートサービス	兵庫県南あわじ市福良甲 512-87

④レンタルサイクル

- 淡路島地域内で 4 カ所営業している。

◆レンタルサイクル事業者◆

事業者名称	所在地
岩屋観光案内所	兵庫県淡路市岩屋 925-27 岩屋ポートビル 1F
洲本観光案内所	兵庫県洲本市港 2-43 洲本バスセンター内
南あわじ観光案内所	兵庫県南あわじ市福良 1528-4
Bicycle Hub Awaji	〒656-2305 兵庫県淡路市浦 657 道の駅東浦ターミナルパーク東浦物産館 103

(5) 交通環境の変化

①公共交通のサービス低下

1) 高速バス

- 神戸・大阪から淡路島地域方面への便数を 10 年前と比較すると、平成 19(2007)年では平日 1 日あたり 209 便であった（高速バス時刻表 2007 年春夏号より）が、平成 28(2016)年では 157 便と減少している。

2) 淡路島地域内路線バス・コミュニティバス

- 平成 18(2006)年の淡路島地域内路線バス等の運行本数は 325 便であったが、平成 28(2016)年では 246 便となっており、減便や路線廃止が進んでいる。

◆高速バス路線の動向◆

路線	平成 19 年	平成 28 年
大阪→洲本	8 (淡路、阪急)	4 (淡路、阪急)
三ノ宮→洲本	20 (神姫、淡路)	21 (神姫、淡路)
学園都市→洲本	12 (山陽、淡路)	13 (山陽、淡路)
高速舞子→津名	14 (淡路)	2 (淡路)
高速舞子→福良	16 (淡路)	11 (淡路)
三ノ宮→福良	20 (神姫、淡路)	22 (神姫、淡路)
三ノ宮→西浦	16 (神姫、淡路)	16 (神姫、淡路)
海峡シャトル	24 (山陽、神姫、淡路、本四)	—
津名・洲本→徳島	6 (淡路)	4 (淡路)
大阪→洲本	7 (本四、JR)	2 (JR)
新神戸・神戸空港→洲本	18 (本四、JR)	23 (本四、JR)
新神戸・神戸空港・高速舞子→大磯	27 (本四、JR)	27 (本四、JR)
大阪・神戸→淡路→鳴門	12 (本四、JR)	—
大阪→西淡	9 (日交、みなと)	12 (本四、みなと)
計	209	157

※東京、名古屋等⇄淡路島地域方面は省略

資料：あわじ足ナビ、高速バス時刻表 2007 年春夏号、淡路圏域生活交通対策のあり方に関する調査（平成 19 年、(財)淡路 21 世紀協会）

◆淡路島地域内路線バスの動向◆

路線		平成19年	平成28年	備考	
路線バス	縦貫線	75	32		
	北淡(西浦)線	24	17	西浦・一宮線、震災記念公園～岩屋間はあわ神あわ姫バスが運行	
	花立(鳥飼)線	14	10		
	由良線	30	24		
	郡家-アスパ線	8	—		
	都志線	14	11		
	灘線	6	6	洲本コミュニティバス上灘線が運行	
	灘・阿万線	10		らんらんバス南北幹線が運行	
	長田線	14	10		
	仮屋-北淡線	8	17	あわ神あわ姫バスが運行	
	淡路町シャトル	20			
	山田パルシェ線	16	—		
	鮎原線	12	12		
コミュニティバス	長沢コミュニティバス	6	—		
	あったか友愛バス	2	—		
	せい太くんバス	13	102	中央縦貫線(らんちゃん号)、南北幹線、東循環線 八木・市ルート、東循環線 木・神代ルート、西循環線せい太くん号、南循環線うずしお号(福良ルート)、南循環線うずしお号(賀集ルート)、北循環線ゆめるん号に再編	
	らん・らんバス Aルート	12			
	らん・らんバス Bルート	12			
	らん・らんバスすいせん号 灘・国衙線	14			
	らん・らんバスすいせん号 阿万・福良線	3			
計	313	241			

※平日往復便数

資料:あわじ足ナビ、高速バス時刻表 2007年春夏号、淡路圏域生活交通対策のあり方に関する調査(平成19年、(財)淡路21世紀協会)

◆路線バス事業の経緯(洲本市)◆

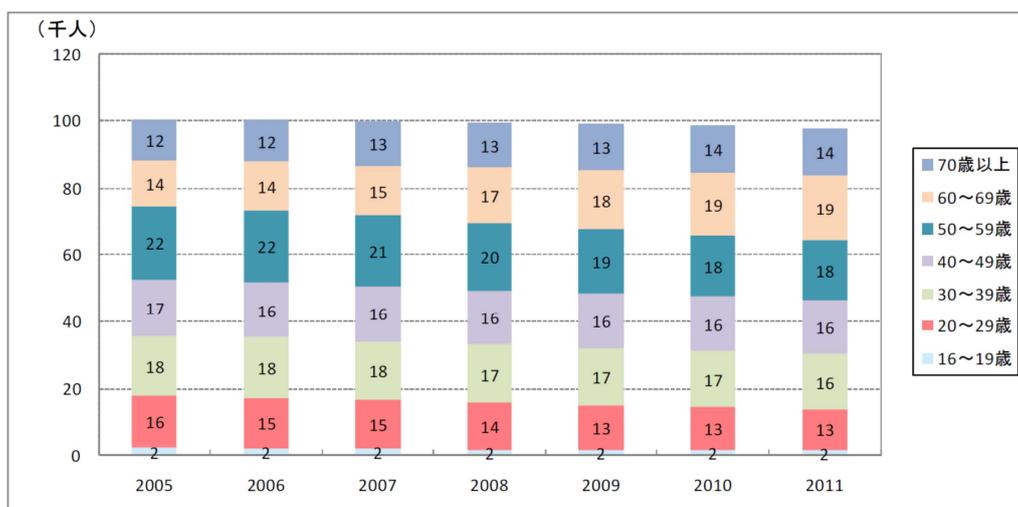
	路線バス			備考
1989(H元)年 7月	鮎原線	志筑～鮎原～広石	補助金により維持	
1996(H8)年 10月	山手線	洲本～中川原～志筑	廃止	
2002(H14)年 8月 1日	市内線	洲本～市営住宅前～県病前	廃止	
	大野線	洲本～金屋～前平	廃止	一部あったか友愛バスへ移行
	灘線	洲本～由良～黒岩～土生汽船場前 洲本バスセンター～由良保育所前～来川	補助金により維持	
2003(H15)年 8月 31日	西浦シャトル線	郡家～湊	廃止	
2003(H15)年 9月 1日	郡家-アスパ五色線	郡家～都志～五色アスパ	補助金により運行	西浦シャトル線の代替路線
2005(H17)年 10月 1日	鳥飼線	洲本バスセンター～鳥飼浦～湊	補助金により維持	
	都志線	洲本バスセンター～都志～湊	補助金により維持	
2009(H21)年 9月 30日	西浦線、郡家-アスパ五色線	郡家～都志～五色浜・五色アスパ	廃止	
2009(H21)年 10月 1日	長田線	洲本バスセンター～長田～湊	補助金により維持	
2012(H24)年 3月 31日	上灘線	洲本バスセンター～由良保育所前～来川	廃止	H24.4.1コミバス運行

②自動車依存の進展

1) 免許保有者数

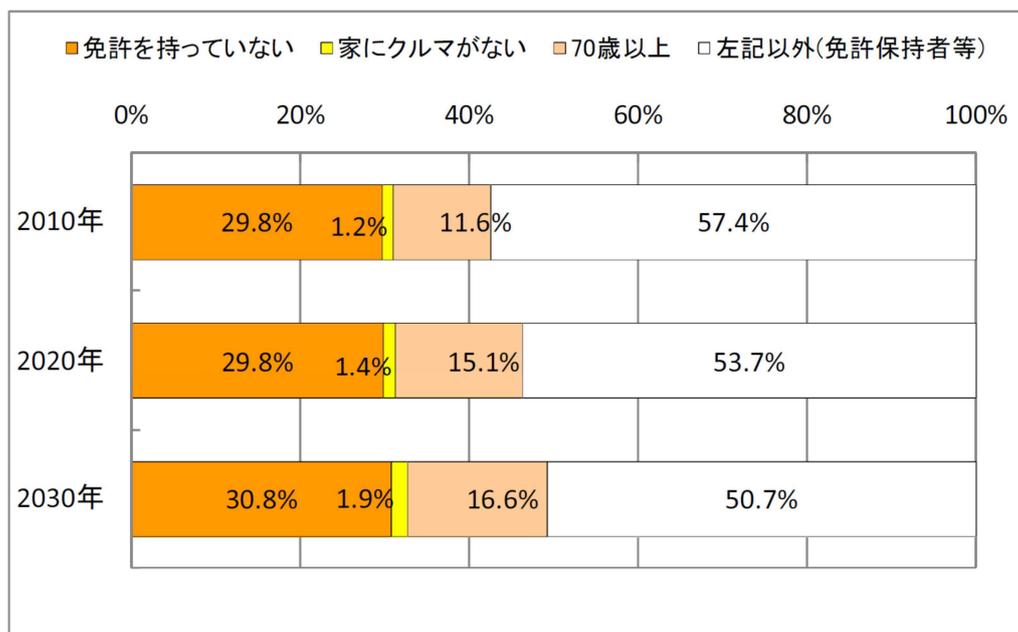
- 免許保有者数は近年、減少傾向であるが、高齢化の進行により70歳以上の免許保有者数は平成17(2005)年から平成23(2011)年の間に約1.2倍となっている。
- クルマ移動制約者が増加する要因として、70歳以上人口の増加が考えられている一方で、公共交通サービスが十分供給されていない環境下では、今後増加する高齢免許保有者は自家用車に依存せざるを得ない状況となることが予想される。

◆免許保有者数の推移（淡路島地域）◆



出典：兵庫県警資料（2011年）

◆クルマ移動制約者※の割合の予測（淡路島地域）◆



※：免許不保持者、自動車不保持者、70歳以上

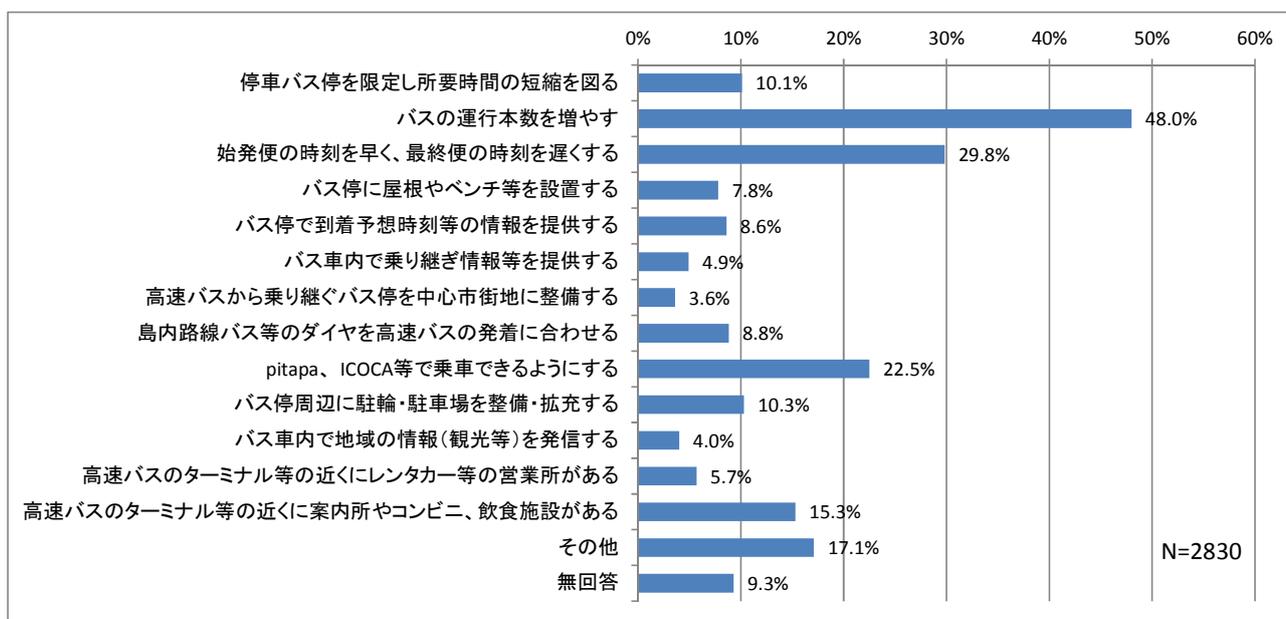
出典：兵庫県パーソントリップ調査（2010年速報値）

(6) まとめ

①路線の集約と減便

- 便数と路線の拡大という利用者ニーズとは逆に、日常的需要が減少していることから、高速バス、淡路島地域内路線バス等は路線の集約化と減便が進んでおり、さらにバス離れにつながると予測される。

◆バスの利用環境をより良いものとするための取組◆

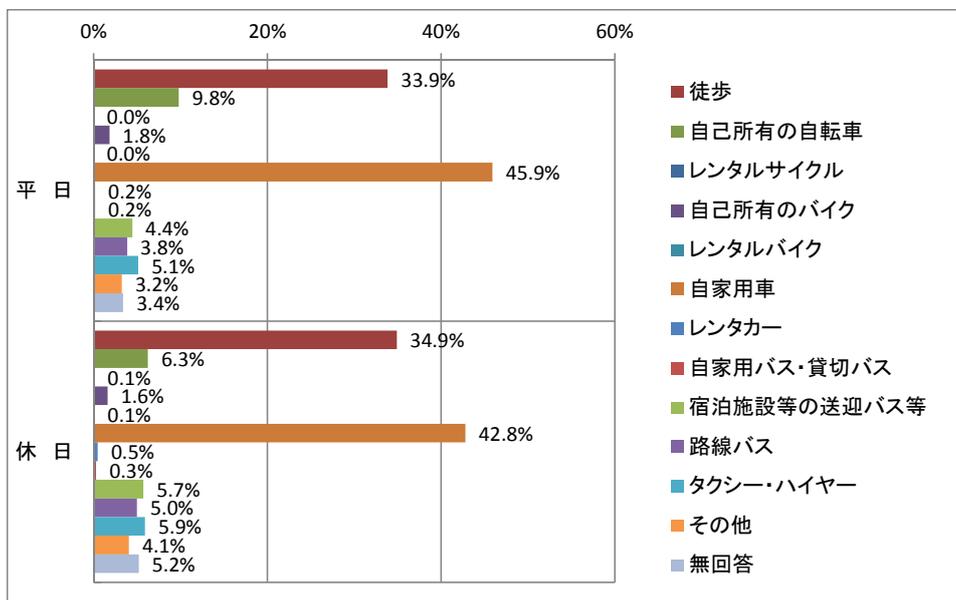


高速バス利用者アンケート (H29年2月実施)

②二次交通との接続

- 高速バスを降りてから用いる交通手段は自家用車が半数近くを占めており、路線バス、タクシー等はそれぞれ5%程度にとどまっている。

◆高速バス利用者の二次交通利用状況◆



高速バス利用者アンケート（H29年2月実施）

- 高速バスと淡路島地域内路線バス等の接続状況を見ると、朝は高速バスの到着後に乗り継ぐ淡路島地域内路線バス等があるが、最終近くの時間帯では、高速バスの到着後に出発する路線バス等がない。

◆主なバスターミナル等の高速バス・路線バス等接続状況◆

	高速バス到着ダイヤ		路線バス等出発ダイヤ	
	第1便	最終	始発	最終
東浦バスターミナル	7:58	23:53	6:27	21:55
洲本バスセンター	6:56	0:27	6:55	20:15
福良	8:08	23:53	6:45	18:00

資料：あわじ足ナビより

- 高速バスターミナル、バス停に近接する駐車場の整備は進んでおり、パーク&バスライドによる利用者は増えていると考えられる。
- タクシー会社は3市各市で4~5社が営業しているが、高速バスターミナル、バス停には陸の港西淡を除き、タクシー乗り場は整備されていない。
- レンタカー営業所は淡路島地域内に8社、9営業所があるが、いずれも高速バスターミナル、バス停から離れた場所に立地している。
- レンタルバイクは淡路島地域内で1社が営業しているが、高速バスターミナル、バス停から離れた場所に立地している。

- レンタルサイクルは淡路島地域内に4箇所あり、洲本はバスセンター内に立地しているが、その他はやや離れて立地している。

③交通結節点へのアクセシビリティ

- 津名港バスターミナルは、津名港ターミナルビルを活用して整備されたが、平成18(2006)年に全航路が廃止された後は、海陸の結節機能が失われ、中心市街地から離れているため、利便性の低いバスターミナルとなっている。

◆津名港バスターミナルの現況◆

津名港 BT



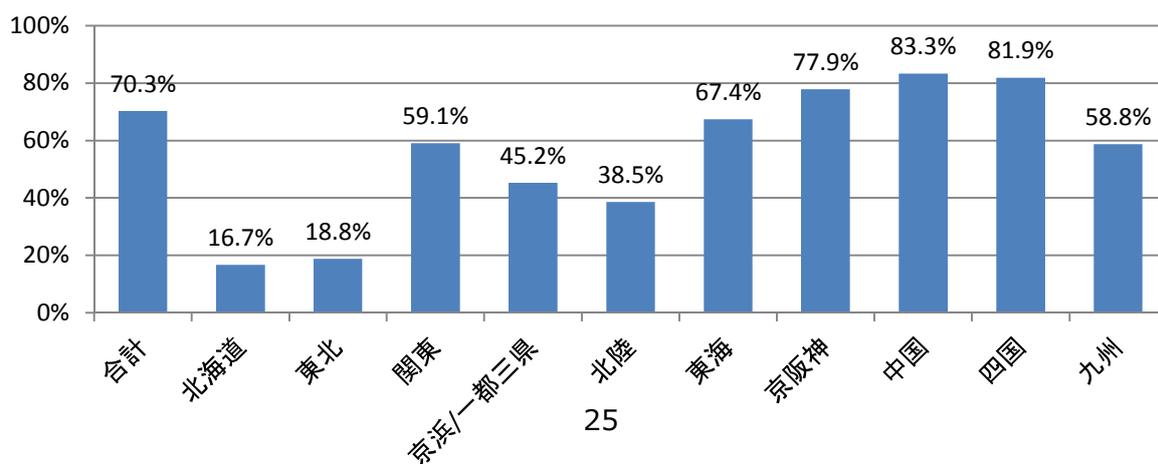
- 淡路市におけるバス停利用者調査によると、「高速インターチェンジ等のバス停が、路線バスと高速バスの乗り継ぎが便利になるターミナルとして整備されたらバスの利用は便利になると思う。」との問いに対して、「便利になる。」と答えた人は、概ね60%であり、利便性の高いバスターミナルへのニーズが高いと考えられる。

Q4 もし、高速インターチェンジ等のバス停が、路線バスと高速バスの乗継ぎが便利になるターミナルとしバスの利用は便利になると思いますか？(一つに○)

回答内容	東浦BT (n=76)	津名港BT (n=37)	計 (n=113)
1 便利になる	66%	49%	60%
2 特にかわらない	18%	16%	18%
3 わからない	16%	35%	22%
合計	100%	100%	100%

④自家用車によるアクセス

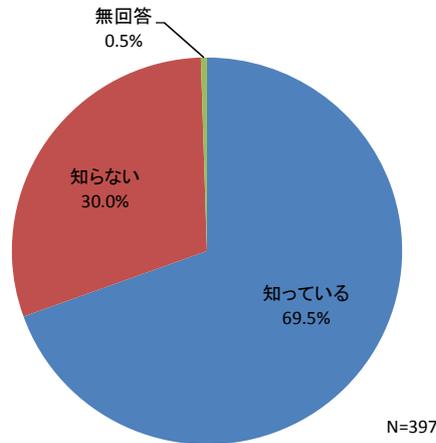
- Web アンケートによると、300~500km を超えるエリアの自家用車率は6割以下だが、その他のエリアは自家用車によるアクセスが高い割合となっている。



⑤情報不足

- ハイウェイオアシス利用者へのアンケートでは淡路島地域外と淡路島地域内を結ぶ高速バスを知らないという回答が 30%にのぼっている。

◆淡路島地域外と淡路島地域内を結ぶ高速バスの認知度◆



- 日常利用（通勤、通学）が多いこともあり、乗り換え情報、観光情報などの情報提供は少ない。ビジターにとっては情報が不足しているといえる。

◆バス事業者ヒアリング◆

項目	内容
車内放送及び追加情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・放送の追加は可能だが、路線バスの連絡便数の減少により廃止し、乗務員が随時案内している ・淡路島地域から神戸（舞子）に着く際には車内放送をしている ・OBC ビジョン（液晶式運賃表示機）には対応したい ・夢舞台、福良に関する問い合わせはあるが、その他についてはない ・バスに wifi を付けるのが効果的である ・乗客ニーズと事業者提供の情報には相違がある ・淡路島地域内でのイベント情報を発信している ○外国人対応 <ul style="list-style-type: none"> ・英語は入れているが四カ国語対応が望ましい ・福良バス停での乗船客に外国人客が多く、多言語対応が必要である ・外国人客はまれにあり、福良ダイワロイアル、国民休暇村の宿泊客である。案内等はモビリティ財団の指さし方式で対応している ・案内にアルファベット表記はしているが、英語表記はない ・利用者に外国人客はいない

1 - 4 海上交通の現状

(1) 旅客船の運行状況

- 岩屋から明石間に、平日往復 74 便、旅客船が運航されている。
- 沼島から淡路島土生に、毎日往復 20 便、旅客船が運航されている。
- 「船旅活性化モデル地区」を活用し、洲本港—深日港（大阪府岬町）間を旅客船で結ぶ社会実験が実施され、平成 29(2017)年 6 月 25 日から 9 月下旬までの期間、毎日往復 8 便旅客船が運航されている。

①淡路ジェノバライン

平日：岩屋発→明石行き 37 便

平日：明石発→岩屋行き 37 便

休日：岩屋発→明石行き 28 便

休日：明石発→岩屋行き 28 便

②沼島汽船

毎日：沼島発→淡路島土生行き 10 便

毎日：淡路島土生発→沼島行き 10 便

③淡路関空ライン

毎日：淡路島洲本港→関西国際空港行き 5 便

毎日：関西国際空港→淡路島洲本港行き 5 便

④洲本港—深日港（大阪府岬町）（社会実験）

平成 29 年 6 月 25 日から 9 月下旬まで毎日運行

洲本発→深日行き 4 便

深日発→洲本行き 4 便

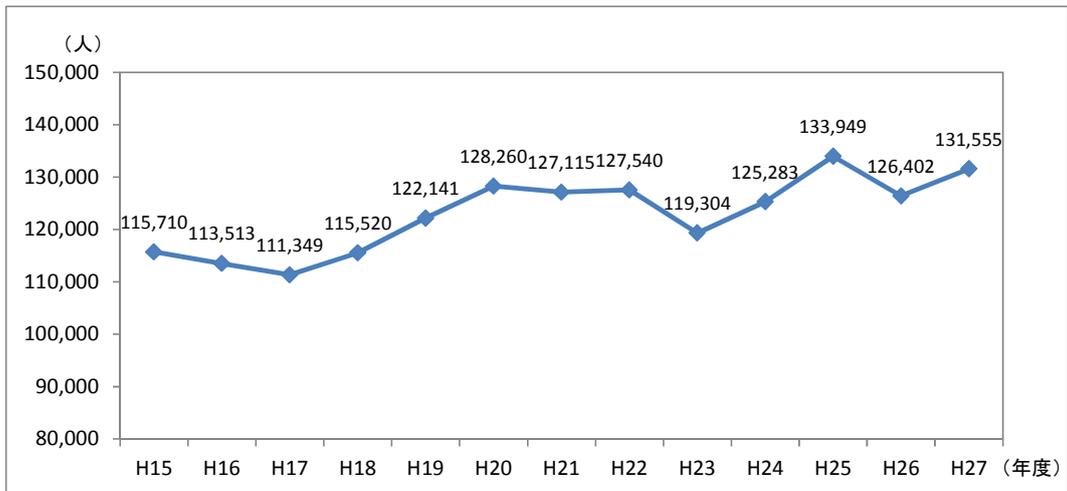
◆船舶乗降人員数の推移◆

	岩屋港			淡路交流の翼港			津名港		
	合計	乗船	降船	合計	乗船	降船	合計	乗船	降船
H17	1,936,979	975,376	961,603	4,145	1,814	2,331	154,979	84,502	70,477
H18	1,898,606	957,407	941,199	1,647	793	854	142,428	77,338	65,090
H19	1,945,148	990,848	954,300	3,563	1,515	2,048	-	-	-
H20	1,891,851	954,060	937,791	1,453	613	840	-	-	-
H21	1,534,440	772,572	761,868	2,019	679	1,340	-	-	-
H22	1,403,214	702,385	700,829	2,877	1,196	1,681	-	-	-
H23	805,175	402,902	402,273	588	515	73	-	-	-
H24	801,225	401,679	399,546	1,494	747	747	-	-	-
H25	776,928	388,923	388,005	7,146	3,573	3,573	-	-	-
H26	714,367	343,845	370,522	6,250	3,125	3,125	-	-	-

	洲本港			福良港		
	合計	乗船	降船	合計	乗船	降船
H17	71,879	37,006	34,873	228,522	114,261	114,261
H18	77,948	39,596	38,352	253,816	126,908	126,908
H19	19,235	9,838	9,397	279,142	139,571	139,571
H20	1,326	614	712	263,878	131,939	131,939
H21	1,079	556	523	247,504	123,752	123,752
H22	926	503	423	253,542	126,771	126,771
H23	901	412	489	241,998	120,999	120,999
H24	754	444	310	264,120	132,060	132,060
H25	575	337	238	299,244	149,622	149,622
H26	409	258	151	310,046	170,023	140,023

資料：兵庫県港湾統計年報

◆沼島航路の利用者数の推移◆



資料：国土交通省 神戸運輸管理部「沼島航路の再編後におけるフォローアップに関する調査業務報告書（平成 29 年 3 月）」

1-5 駐車場の現状

(1) パーク&バスライド（駐車場等）

- 淡路島地域の高速バスのバス停留所等において、パークアンドバスライド駐車場が整備されており、全体で2,553台の収容台数である。
- 平成18(2006)年と比べ、駐車場の整備が進んでいる。

◆淡路島地域内のP&BR駐車場◆

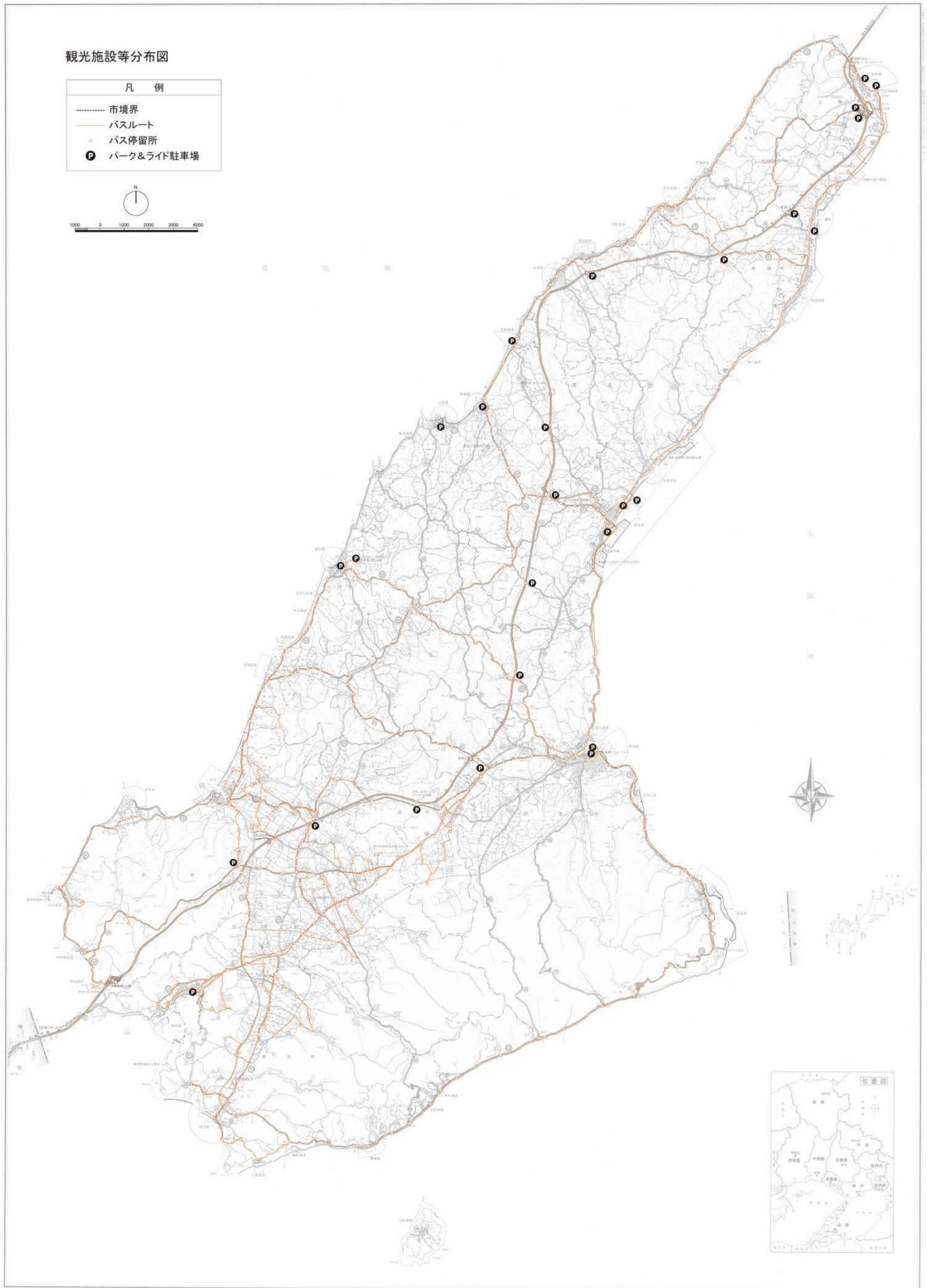
自治体	名称	台数	備考
淡路市	津名港	245	有料
	津名一宮IC周辺	100	
	遠田	58	
	江井	19	
	群家	26	
	尾崎	13	
	北淡IC周辺	200	
	仁井バス停周辺	50	
	東浦バスターミナル	460	
	東浦IC周辺	127	
	橋本	27	
	西町	16	
	淡路IC付近	10	
	岩屋ポート	130	有料
	ハイウェイオアシス	130	
計	1,611		
洲本市	すいせん苑駐車場	120	有料
	洲本バスセンター前駐車場	451	有料
	洲本インターチェンジ駐車場	209	有料
	計	780	
南あわじ市	緑駐車場	67	
	榎列駐車場	95	
	計	162	
合計		2,553	

参考：平成18年のP&BR駐車場の整備状況

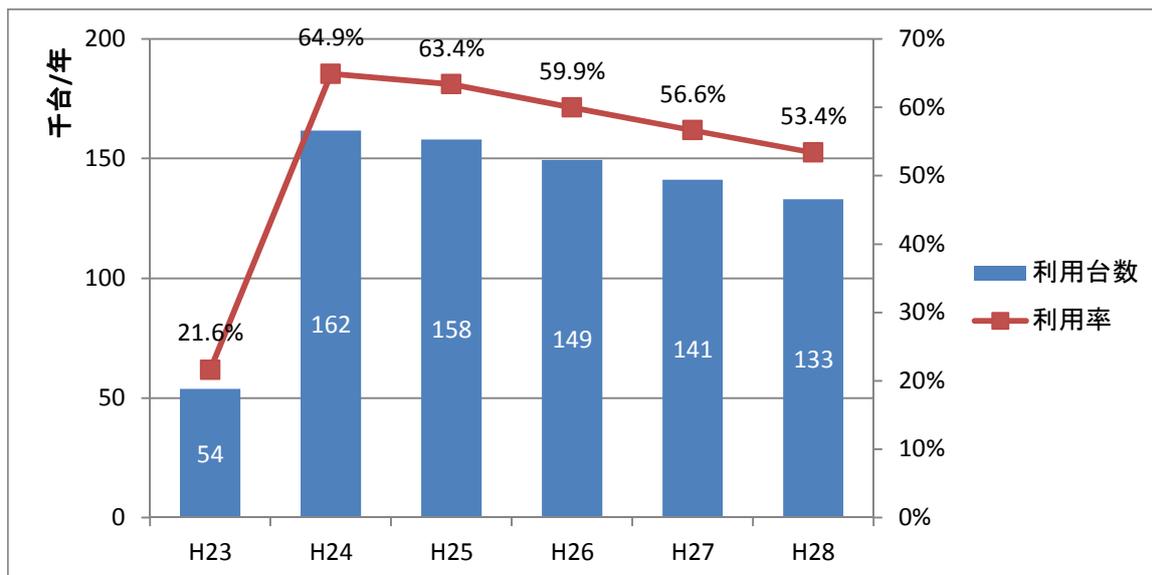
バス停名	利用料金	収容台数
洲本IC	無料	35
本四中川原	無料	20
本四安乎	無料	20
洲本高速BC	1日1回300円	300
高田屋嘉兵衛公園	無料	50
五色BC	無料	50
福良	無料	106
陸の港西淡	無料	202
榎列	無料	95
緑PA	無料	67
津名港	1日1回300円	200
志筑	無料	40
津名一宮IC	無料	100
遠田	無料	50
北淡IC	無料	200
本四仁井	無料	50
東浦IC	無料	120
東浦BT	無料	380
岩屋	無料	10
江井	無料	15
尾崎上の浜	無料	15
郡家	無料	25
合計	—	2,150

出展：淡路圏域生活交通対策のあり方に関する調査（平成19年、(財)淡路21世紀協会）

◆ 駐車場等の整備状況 ◆



◆ 駐車場利用状況等（淡路市） ◆

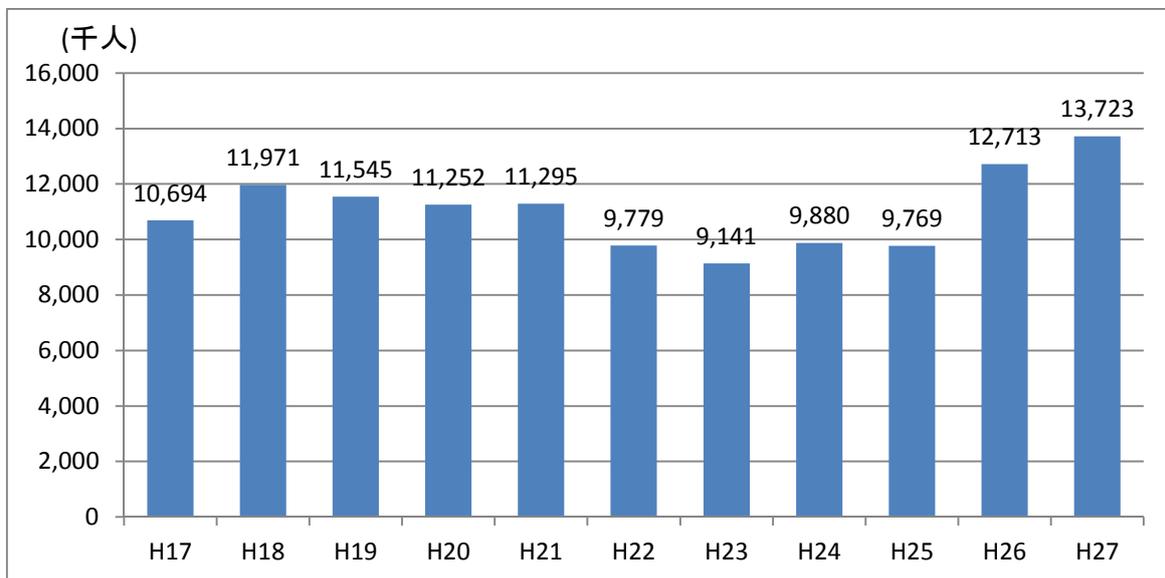


1-6 観光地の現状

(1) 観光需要の増加

- 淡路島地域の観光入込客数は、平成 25(2013)年以降大きな伸びを示しており、平成 27(2015)年度では 13.7 百万人となっている。
- 平成 27(2015)年度の伸びは「淡路花博 2015 花みどりフェア」(3/21~5/31) の開催が要因と考えられるが、伊弉諾神宮のパワースポットとしての注目度の高まりや、淡路島名誉大使を起用した誘客キャンペーンや淡路島地域内食材のメディア紹介などの地元自治体等の施策展開も誘客に寄与しており、外国人客の誘致の余地を考慮すると、今後も観光客の定着・増加が見込まれる。

◆観光入込客数の推移◆



資料：兵庫県観光客動態調査報告書

◆主要観光地への入込客数◆

市町名	観光地名	平成 27 年度 (千人)	増減	対前年比
淡路市	いざなぎ神宮	1,893	185	110.8%
淡路市	淡路ハイウェイオアシス	1,691	▲107	94.0%
淡路市	あわじ花さじき	766	91	113.4%
南あわじ市	淡路ファームパークイングランドの丘	542	59	112.1%
洲本市	洲本温泉	451	7	101.6%
南あわじ市	道の駅うずしお(鳴門みさき荘)	393	▲14	96.6%
淡路市	淡路ワールドパークONOKORO	313	2	100.6%
南あわじ市	淡路島牧場	244	17	107.5%
淡路市	野島断層保存館	158	▲14	91.9%

資料：平成 27 年度兵庫県観光客動態調査報告書

- 淡路島地域の観光産業県内総生産（観光GDP）は、平成 27(2015)年度では 684 億円、県内構成比が 9.8%で、神戸地域、阪神北地域、中播磨地域について第 4 位となっており、観光客消費行動の県内経済活動への関わりが大きい。

◆観光産業県内総生産（観光GDP）◆

区分	観光産業県内総生産 (名目) (観光GDP) (億円)	構成比 (%)
県計	6,964	100.0
内 神戸地域	2,023	29.0
阪神北地域	748	10.7
中播磨地域	738	10.6
淡路地域	684	9.8

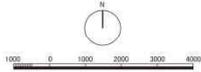
資料：平成 27 年度兵庫県観光客動態調査報告書

(2) 観光施設等

- 観光地として、自然、名所旧跡、温泉、公園・スポーツ・アウトドア、美術館・博物館、宿泊、飲食・物販、テーマパーク等に分類して、立地状況を整理した。
- 自然、名所旧跡、公園・スポーツ・アウトドア等において、バス停から遠くに位置し、公共交通が不便な施設がある。

観光施設等分布図

- 凡 例
- 市境界
 - バスルート
 - バス停留所
 - ▲ 自然
 - ◆ 名所旧跡
 - ♨ 温泉
 - ⊙ 公園・スポーツ・アウトドア
 - ▲ 美術館・博物館
 - 宿泊
 - ✦ 飲食・物販
 - テーマパーク・その他



※ は主要観光地。



1-7 公共交通等に関する住民及び観光客の意識調査結果

(1) 高速バス利用実態（高速バス利用者アンケート調査）

①調査の目的

- 主に観光客の実態を把握するため、高速バス利用者アンケート調査を実施した。

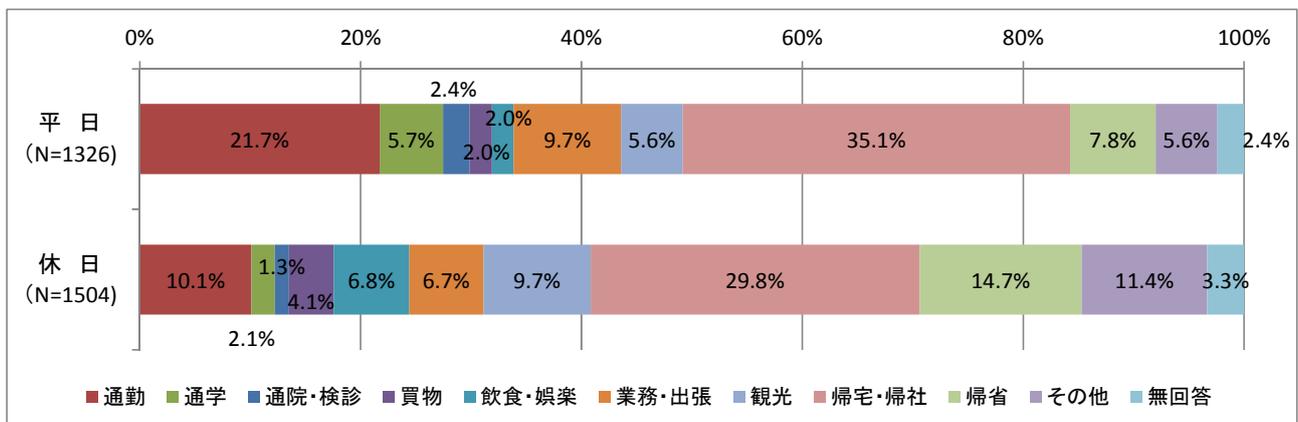
②調査概要

- 1) 調査日：平成 29(2017)年 2 月 2 日(木)、2 月 4 日(土)の 2 日間、8:00~20:00 の 12 時間
- 2) 調査場所：三宮 BT、三ノ宮 MINT、高速舞子の 3 カ所、下り方面
- 3) 調査方法：乗車時に調査票と筆記具を配布。降車時にバス内の回収ボックスに投函。
- 4) 配布数と回収状況：
 - ・平日：配布数 1,442（拒否含まず）、回収率 92.0%
 - ・休日：配布数 1,651（拒否含まず）、回収率 91.9%

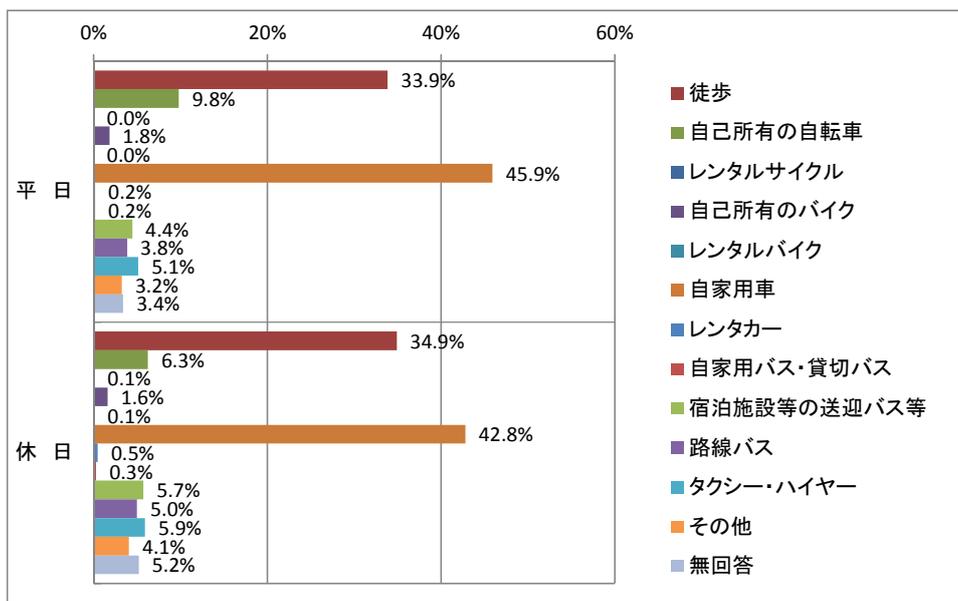
③調査結果

- 平日の利用目的は帰宅を除けば、通勤が約 22%で最も多く、業務が約 10%で続く。
- 休日の利用目的は帰宅を除けば、帰省が約 15%で最も多く、通勤、飲食・娯楽が約 10%で続く。
- 高速バスを降りてからの交通機関は、平日、休日とも自家用車が 40%台で最も多く、徒歩の 30%台が続く。平日の自己所有の自転車が約 10%でやや高いが、送迎バス、路線バス、タクシー等は 4~5%程度で同等の利用状況である。
- バスの利用環境向上の取組としては、「バスの運行本数を増やす」が約 50%で最も多く、「始発便を早く、最終便を遅くする」が約 30%、「pitapa、ICOCA 等で乗車できるようにする」が約 23%で続く。

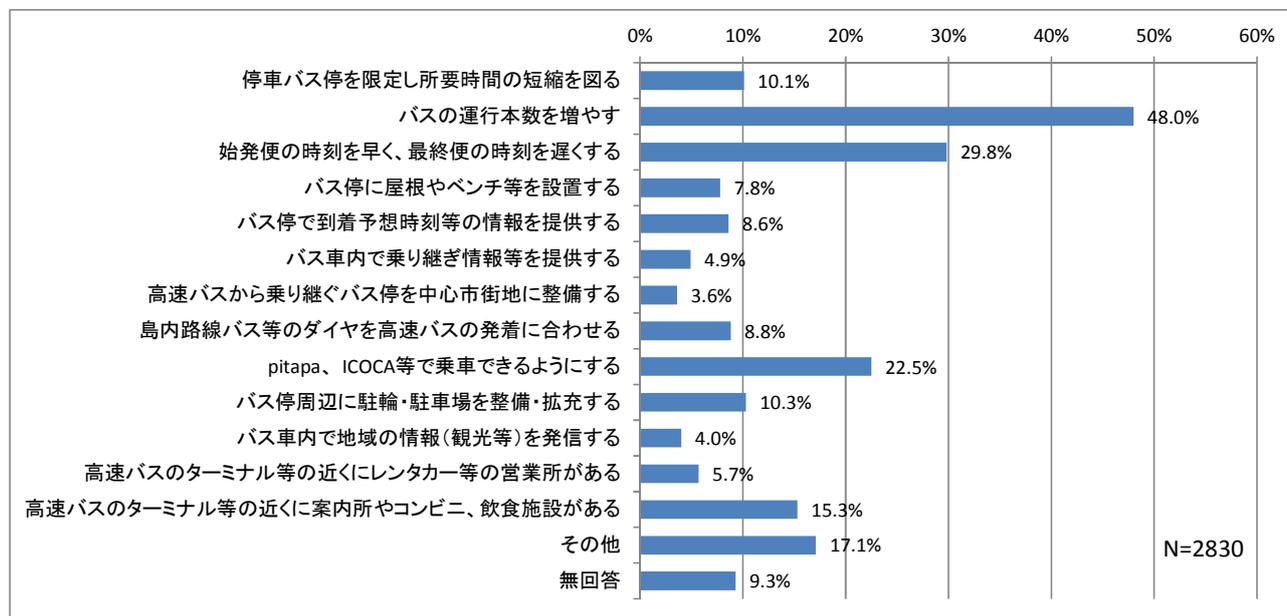
問 6 今日は、どのような目的で淡路島へ行きますか。(回答は 1 つ)



問 10 高速バスを降りてからの主な交通機関をご記入下さい。(回答はいくつでも)



問 12 バスの利用環境をより良いものとするため、どのような取組みが必要だと思いますか。あなたが特に効果的と思う取組みに該当するものをお答え下さい。(回答は3つまで)



(2) 淡路島地域来島者実態 (web アンケート調査、ハイウェイオアシス利用者調査)

① Web アンケート

1) 調査の目的

- 淡路島地域についての地域外住民の来島の動向、利用交通機関等を把握するため、web アンケートで全国を対象として実施した。

2) 調査概要

ア) 調査時期：平成 29(2017)年 2 月 10 日～2 月 13 日

イ) 調査対象：モニター登録している人（全国）のうち最近 5 年以内に淡路島地域を訪れた経験のある 20～69 歳男女個人のモニター 1,371 人

ウ) 配信数と回収状況： 配信数 1,371

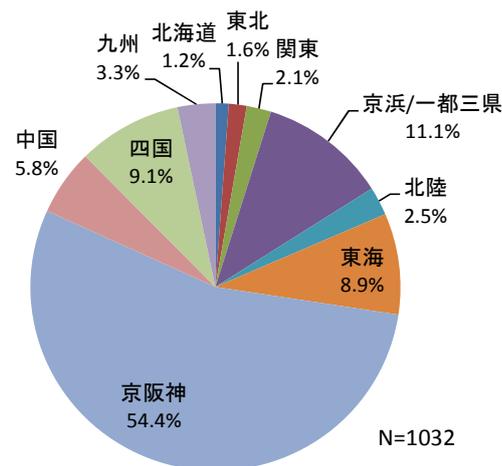
有効回答数 1,032

有効回収率 75.3%

3) 調査結果

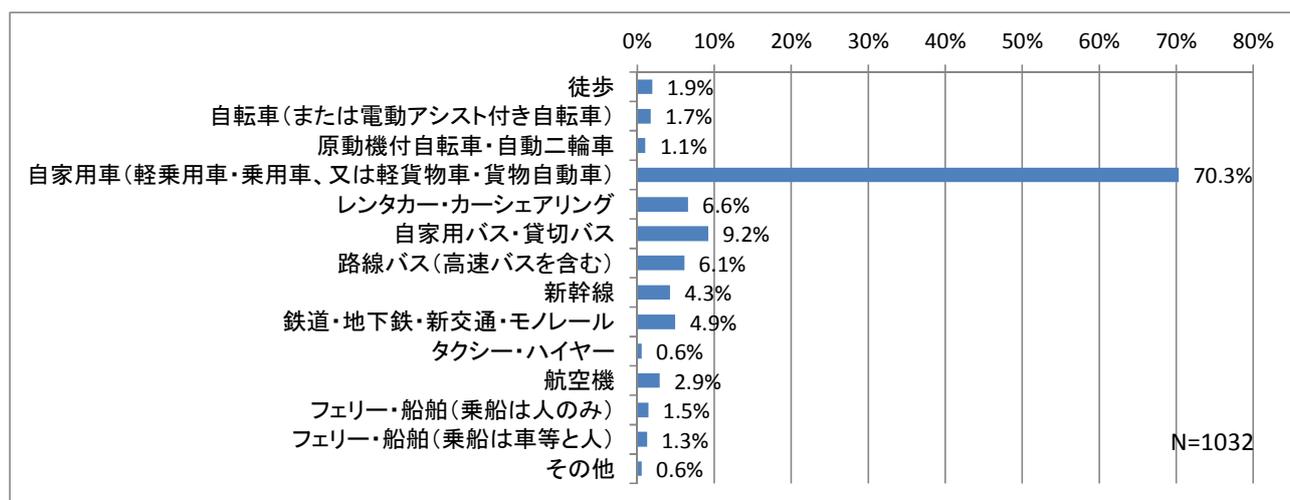
- 回答者の居住地は京阪神が約 54%で最も多く、京浜（一都三県）が約 11%、四国、東海が約 10%と続く。
- 代表交通手段は自家用車が約 70%で最も多く、次いで貸切バスの約 9%、レンタカーの約 7%、路線バス（高速バス）の約 6%が続く。
- 淡路島地域までの交通手段に路線バス（高速バス）を利用しなかった理由については、「乗り換えの手間や時間が煩わしい」が約 27%で最も多く、「自宅から高速バスに乗るまでに何度も交通機関を乗り継がなければならない」が約 19%で続く。
- 淡路島地域内の観光地までの交通手段は自家用車が約 67%で最も多く、貸切バスが約 11%、レンタカーが約 8%で続く。
- もし公共交通で淡路島地域に行く場合、淡路島地域内の路線バスはどのような条件があれば利用するかという設問に対して、「乗り換え無しで移動できる」が約 37%、「バスの運行本数が増える」「高速バスとの乗り継ぎが便利」が約 30%、「バスの運賃が安くなる」が約 28%と続く。

◆アンケート回答者の居住地◆



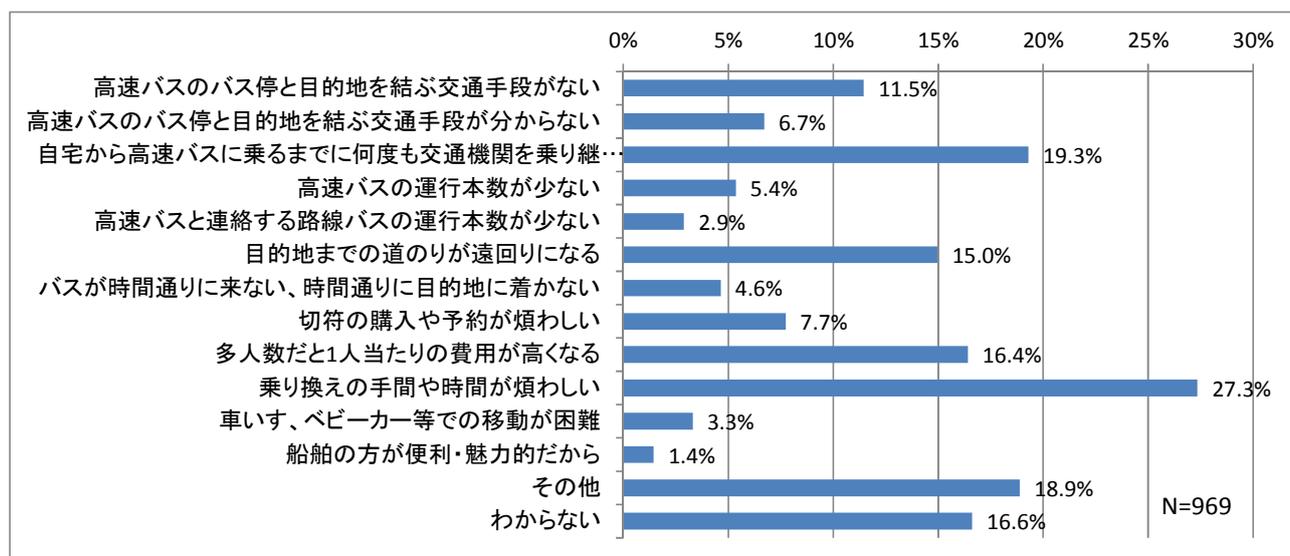
問 9 淡路島には、自宅又は前泊地（他の観光地又は出張先等）からどの交通手段を利用しましたか？

（回答はいくつでも）

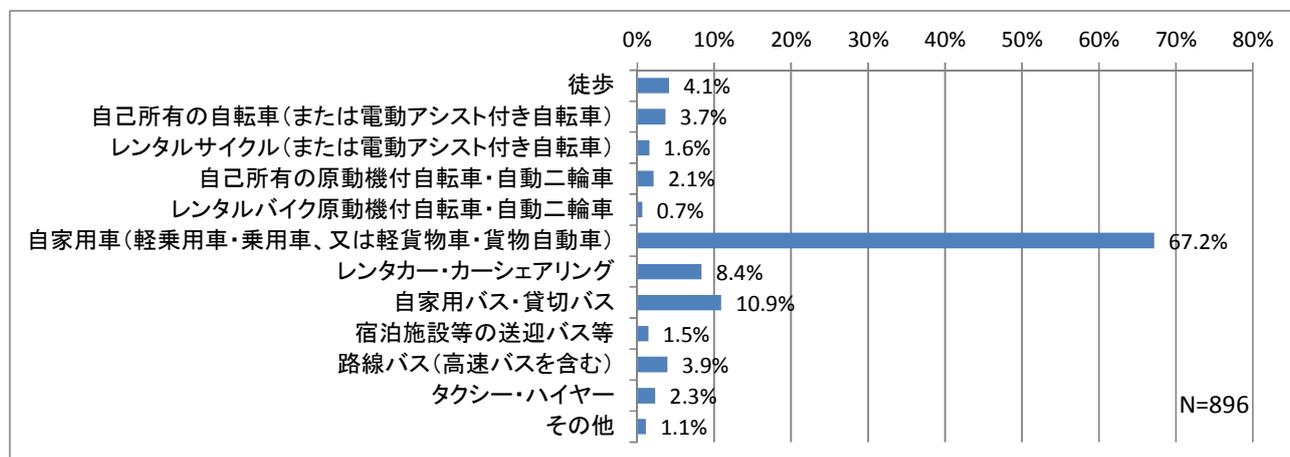


問 12 淡路島までの交通手段に、路線バス（高速バス）を利用しなかった方に伺います。利用しな

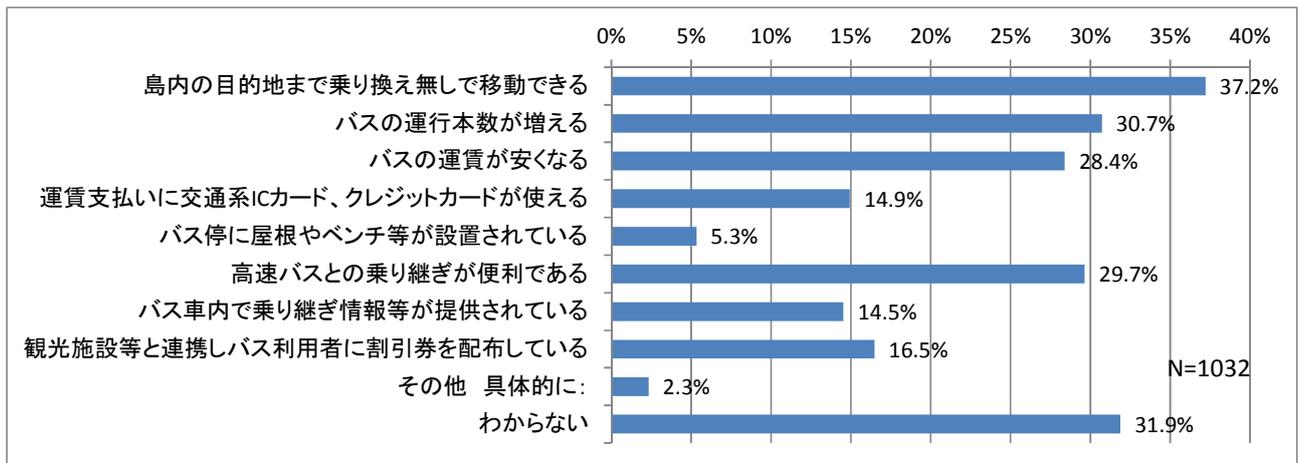
かった理由はなんですか？（回答はいくつでも）



問 14 島内の観光地までの交通手段をお答えください。（回答はいくつでも）



問 15 もし、公共交通で淡路島に行く場合、島内の路線バスは、どのような条件があれば利用すると思いますか？（回答はいくつでも）



②ハイウェイオアシス来訪者アンケート

1) 調査の目的

- 淡路ハイウェイオアシスの利用者の交通行動や、公共交通の利用に関する意向などを把握するために実施した。

2) 調査概要

ア) 調査日：平成 29(2017)年 2 月 4 日（土）、9:00～20:00 の 11 時間

イ) 調査場所：淡路ハイウェイオアシス

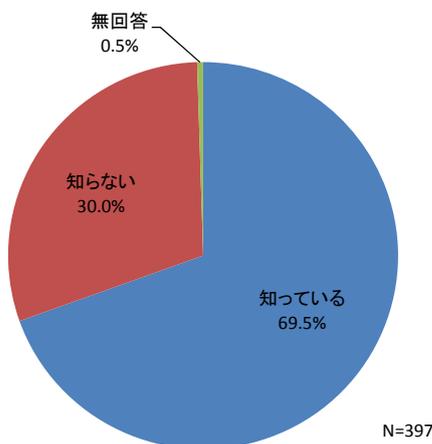
ウ) 調査方法：淡路ハイウェイオアシス利用者にアンケート調査を依頼。回答者に「淡路名産タマネギスープ」を提供。

エ) 回答者数：397 人

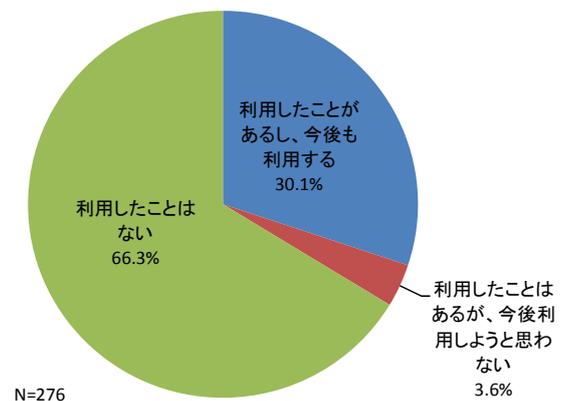
3) 調査結果

- 淡路島地域外と淡路島地域内を結ぶ高速バスを知っている人は約 70%であった。
- 高速バスを知っていると答えた人のうち、高速バスを「利用したことがあり、今後も利用する」が約 30%、「利用したことはあるが、今後は利用しようと思わない」が約 4%であった。
- 高速バスを利用したことがない、今後利用しようと思わない、と答えた人に利用しない理由を聞いたところ、「自宅から高速バスに乗るまでに何度も交通機関を乗り継がなければならない」「目的地までの道りが遠回りになる」がともに 13%で最も多かった。
- 公共交通で淡路島地域に行く場合、淡路島地域内の路線バスがどのような条件であれば利用するか、という問に対し、「島内の目的地まで乗り換え無しで移動できる」が約 41%で最も多く、「バスの運行本数が増える」が 29%、「バスの運賃が安くなる」が約 25%、「高速バスとの乗り継ぎが便利」が約 22%と続く。

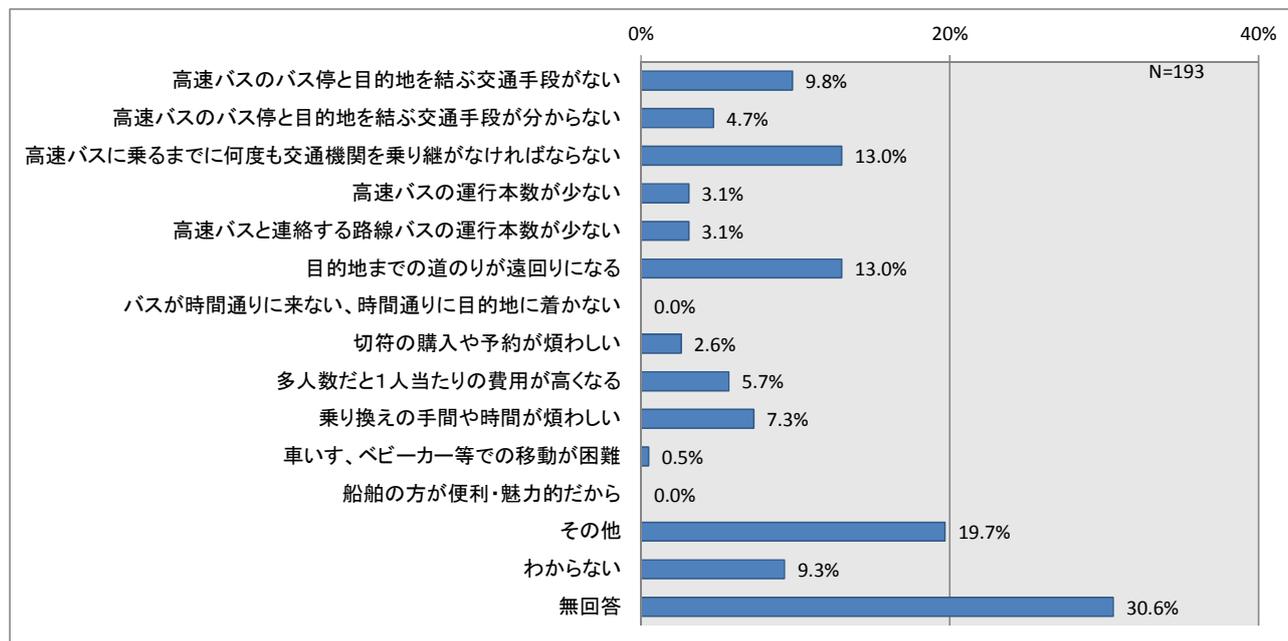
問 14 島外と島内を結ぶ高速バスが走っていることをご存じですか？（回答は 1 つ）



問 15 問 14 で「知っている」とお答えになった方にお聞きます。島外と島内を結ぶ高速バスをご利用になったことがありますか？（回答は 1 つ）



問 16 「利用したことはあるが、今後利用しようと思わない」「利用したことはない」とお答えになった方にお聞きします。利用しない理由はなんですか？（回答はいくつでも）。



問 18 もし、公共交通で淡路島に行く場合、島内の路線バスは、どのような条件があれば利用すると思いますか（回答はいくつでも）。

